

環境産業委員会会議録

- 1 期 日 平成30年3月9日（金）・12日（月）
- 2 会 場 第1委員会室
- 3 開会時刻 9日 午前10時04分 ～ 午後4時38分
※休憩 ①午後0時12分～午後0時57分（45分間）
②午後2時18分～午後2時23分（5分間）
③午後4時11分～午後4時15分（4分間）
- 4 閉会時刻 12日 午前9時25分 ～ 午前10時48分
- 5 出席者 委員長 小沼 秀朗 副委員長 藤原 正光
委員 鷺山 喜久 委員 大石 勇
委員 窪野 愛子 委員 山本 裕三
委員 松浦 昌巳
(当局側出席者) 副市長、都市建設部長、環境経済部長、
都市建設部参与、所管課長
(事務局出席者) 議事調査係 小野田貴文

6 審査事項

- ・議案第1号 平成30年度掛川市一般会計予算について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第2項 総務費（第1項27目のうち所管部分）
第4款 衛生費（第1項3目のうち所管部分、
第2項、第3項）
第5款 労働費
第6款 農林水産業費（第3項2目を除く）
第7款 商工費（第1項3目を除く）
第8款 土木費
第11款 災害復旧費
- ・議案第6号 平成30年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について
- ・議案第8号 平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計予算について
- ・議案第9号 平成30年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算について
- ・議案第10号 平成30年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算について
- ・議案第16号 掛川市協働による中小企業振興基本条例の制定について
- ・議案第25号 掛川市地区計画等の案の作成手続に関する条例の一部改正について
- ・議案第26号 掛川市特別用途地区建築条例の一部改正について
- ・議案第27号 掛川市営住宅管理条例の一部改正について
- ・議案第28号 掛川市都市公園条例の一部改正について

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

市議会議長 鈴木正治 様

平成30年3月12日

環境産業委員長 小沼 秀 朗

7-1 会議の概要

平成30年3月9日（金）午前10時04分から、第1委員会室において全委員出席のもと開催。

- 1) 小沼秀朗委員長あいさつ [10:04~10:05]
- 2) 当局（伊村義孝副市長）あいさつ [10:05~10:06]
- 3) 連絡事項（小沼委員長） [10:06~10:08]
- 4) 付託案件審査 [10:08~16:38]

①議案第1号 平成30年度掛川市一般会計予算について

- 第1条 歳入歳出予算
- 歳入中 所管部分
- 歳出中 第2款 総務費（第1項27目のうち所管部分）
- 第4款 衛生費（第1項3目のうち所管部分、第2項、第3項）
- 第5款 労働費
- 第6款 農林水産業費（第3項2目を除く）
- 第7款 商工費（第1項3目を除く）
- 第8款 土木費
- 第11款 災害復旧費

-
- 第2款 総務費
 - 第5款 労働費
 - 第7款 商工費
 - 第8款 土木費

産業労働政策課 [説明 10:08~10:21]
[質疑 10:21~10:41]

説明：戸塚美樹産業労働政策課長

○小沼秀朗委員長
質疑をお願いします。

○山本裕三委員

こちらの30年度予算の環境産業委員会資料の3ページ目の、先ほど企業立地関係の御説明をいただいたんですが、その中で、成長分野の研究所というところで、これまでも掛川市は製造現場だけではなくて、しっかりと研究開発をするところも部門もしっかりと誘致をしていくというような方針でやられているとは思いますが、この今、成長分野であったりというのがこの研究所というかそういう開発に向けての企業誘致に関しての現状というか、進み具合はどのようなか。

●戸塚美樹産業労働政策課長

掛川市では、主に内陸フロンティア推進区域に対して、現在は企業訪問等を行って企業誘致活動を行っています。

今、委員から成長分野とか研究所というようなお話もございましたけれども、特に業種を研究所とか成長分野ということで、成長分野というと医療とか航空機とかそういったのが該当するんですけども、そういうことに特には絞って誘致活動は現在、行っておりません。主には製造業、それから物流業等を中心に行っておりますけれども、こういった情報が成長分野であるとか研究所等の情報があれば、そういったものについても積極的に企業誘致活動を行っていきたくて考えております。

○窪野愛子委員

いただいた当初予算説明資料の2ページ目の商工費というところで、商工会議所が2つに今度なるということでお話いただきましたけれども、その掛川商工会議所、みなみと合算で書いてあるんですけども、その一つ一つの予算を教えてください。

●戸塚美樹産業労働政策課長

まず、掛川商工会議所への補助金になりますけれども、1,125万円になります。それから、掛川みなみ商工会への補助金、こちらについては1,300万円ということであります。

○窪野愛子委員

隣の3ページですけれども、真ん中、タスクフォースセンターの件ですけれども、29年度の実績はいかがですか。

●戸塚美樹産業労働政策課長

タスクフォースセンターの今、いただいている資料の中では、2月28日現在の状況について報告をさせていただきます。

まず、タスクフォースセンターへの登録人材でございますけれども、こちらについては74人の方が登録しております。その中には、掛川地区だけではなくて県外の方も22人ほどいらっしゃいます。

それから、相談件数でありますけれども、2月末までで54件の相談を受けております。

それから、相談件数から発展して契約の締結ということになりますけれども、そちらの契約の締結件数が44件ということになっております。

○窪野愛子委員

平均的な年齢は出ていますか。それはちょっと無理ですか。

●戸塚美樹産業労働政策課長

ちょっと年齢についてはわからないんですが、いずれにしても企業を60歳で退職した方ということで、上の方ですと70以上の方もいらっしゃるということは聞いております。

●石山東産業労働政策課創業・労政係長

今の登録人員の年齢ですけれども、一番若い方で30歳代の方が登録されており、一番上の方では80歳代の方がおります。年齢構成では、60歳代の方がやはり一番多い状況です。それは退職されて、登録されて、就業支援に行かれるということで、そういったことになっています。あと、男女別では女性の方が3名、あとは男性の方と伺っております。

○藤原正光副委員長

当初予算説明資料の4ページの8番目、街なか再生推進のところですが、これは一般職の給与、29年度より163万円ぐらい同じ人数でも下がっているんですけれども、この理由は何かわかりますか。

●大石良治環境経済部長

まず、2節の給料と3節の職員手当、共済、これについては全てが行政課の職員系のほうで行っております。それは1年前の当初予算のときの人の配置、それについて29年の実績を見ながら今度の当初予算の30年をつくっておりますので、そこについては年齢構成等もございしますが、そういった実績。例えばあと扶養の関係で職員手当等が変わっておったりとかそういった関係になりますので、ちょっと細かいことは後ほど調べて、どういう人員構成であったかということで確認した上でお答えをさせていただきますと思います。

○藤原正光副委員長

メンバーがかわっているということですか。

●大石良治環境経済部長

1つは、若い年代の職員が2人配置になりました。それまでの職員構成より若い職員が入っているということは事実でございますので、その辺は少し精査をして、あと扶養手当がどうなったとかという部分もありますので、そういった構成でございます。

○藤原正光副委員長

続けて、同じところですが、街並み景観形成業務委託料というのは、どのような業務を委託していますか。

●山田光宏産業労働政策課中心市街地活性化推進室長

こちらは新規で予算計上したものでございまして、内容については連雀中町のアーケード、これをどのようにしてきれいにしていくかと、景観改善していくかと、そういったことを専門家に絵を描いていただくと、そういったことの委託料になっております。

○鷺山喜久委員

環境産業委員会資料のほうの 3ページですけれども、その中の掛川市産業立地奨励事業という補助金の件でお伺いしますけれども、この間、大企業は 400兆円の内部留保、異常なスピードで内部留保をためているわけです。掛川は報徳の精神云々かんぬんいろいろ言われておりますけれども、この大企業、ここへ今、立地している企業で固定資産を面倒見てやったりということをやっているわけですが、そういう理念に基づいてこのお金は結構ですというような、掛川市のために使ってくださいと、一旦は受け取っても、なおかつ掛川へ戻すと、市へ戻すというような、それが一流企業じゃないですけれども、理念というか道徳的にもそういう企業はございませんか。また PR に生かしたらどうですかなと思っておりますけれども。

●戸塚美樹産業労働政策課長

我々が企業訪問をして誘致活動を行っている中では、現在、そういったお話は受けておりません。

この補助金自体、この補助金があることによって掛川市として有利に企業誘致を進めるというものであります、この制度は。ということで、すみません、今のところそういった企業はございません。

それからつけ加えまして、この用地取得に対する補助金でありますとか、一番左の設備投資に対して補助金、一度固定資産税を払ってもらって返すというものについては、掛川市だけがやっているという補助金ではございませんで、県内でもほかにもやっているところはございます。

○鷺山喜久委員

言わんとしているところはよくわかるわけですが、掛信だって、あの掛信が島信と一緒にいるというような状況が出てきて、本当に大変な時期になっているわけですが、今おっしゃるように他でもやっているということで、競争みたいになっちゃっているというようなことで、そうじゃなくてももっと掛川をほれ込むような企業を、今どこもあいている土地ないものですから無理ですが、もっと掛川の理念がいいだと、歴史がいいだというような、掛川からどこかに行かれて大成功されて、そっちのほうの企業が掛川へ、経営者がここ出身なものだから戻ってきてみたいと、創業したいというようなそういう企業はないかもしれませんけれども、ぜひそういった考えのもとで一流企業をお呼びになってはどうか。これはちょっと本来からずれていますけれども、ぜひそういうことをこれから考えていかれてはどうかというように思いますけれども。それだけ一言だけ申し上げておきます。

○藤原正光副委員長

最初のほうから、商工業の振興費という全体のところの金額が続いて、事項別明細書 280の商工業振興費のところに入るかわからないですが、先日、商工会議所の、掛川商工会議所の何かアンケートというのが新聞に出ていまして、後継者の調査というので実態に関する調査というのが出ていまして、事業を継続するつもりはないというのがもう掛川市の 3割ということと、また後継者がいないんですけれども継続したいという方が 1割ちょっとということで、かなり他地域と違って珍しいというような意見が、コメントが載っていたと思うんですけれども、その辺の対策の事業というのは計画はありますか。

●戸塚美樹産業労働政策課長

今、委員がおっしゃられましたように、事業承継というのが掛川についても全域的に、掛川商工会議所管内とか大東町商工会管内とかもございまして、特に掛川市として来年度の中で予算計上してやっていると、これはございませんけれども、昨年度も大東町商工会のほうでは事業承継セミナー等を実際開催しておりますし、連携を図ってその辺を進めていきたいと思っております。

○山本裕三委員

関連で、事業承継と、あとは先日も市長がおっしゃっていましたが、ある企業が新年の挨拶に来たときに人材がとれないというような話があったと思います。

今回、中小企業基本条例が制定される中で、そこに合わせて、本年度かはわからないんですけども、ある程度施策というのは多分、付随してくっついてくるのではないかなと思っているんですが、ちょっとそのあたり、今話せるあたりで御説明いただけたらと思いますが。

●戸塚美樹産業労働政策課長

中小企業の振興条例を制定する中で、来年度、その辺の具体的な施策という中で、先般、一般質問の中で市長が回答した件がございまして、国が今進めております 3%生産性を上げる設備投資に対して、国が28年度から30年度まで実際やっているんですけども、もう30年度からは各市町でやる、やらないは決めることになりまして、今国会に出されているんですけども、掛川市では市長がそこで表明したように、30年度から 3年間、固定資産税をゼロというようなことで進めていく事業を考えております。

○山本裕三委員

生産性のあれですね。

●戸塚美樹産業労働政策課長

はい。

○小沼秀朗委員長

ことし補正にも出てきましたけれども、新規雇用の 1人以上の縛りですけども、これ 3年間毎年 1人ずつということでもいいでしょうか。

●戸塚美樹産業労働政策課長

1年目の補助金は、 1人以上ということは該当します。それ以後については、その方がやめてしまうということがないように、 1歩そこよりも下がることがないように、その方が継続して雇用されてはいれば、ここの今言われた。

●伊村義孝副市長

その人がやめちゃいけないではなくて、やめちゃったとしてもまた補充ちゃんとしていけば。そういうのを全部。

●戸塚美樹産業労働政策課長

すみません。 1人以上最初に雇用をすると、一番左の掛川市独自の場合は、これは掛川市民に限るんですけども、雇用するというので、 2年目以降、トータルして減らなければこの条件を満たすということになりますので、毎年雇用に 1人増やしていかなきゃいけないということではございません。

○小沼秀朗委員長

それが 3年間というのですか。

●戸塚美樹産業労働政策課長

それが今言った条件が満たされれば、 3年間この補助金については受けることができます。

○小沼秀朗委員長

企業誘致は大変大切なところだと思います。今、委員から社会貢献としていろいろ返金したりですか、そういうのは私たちはもらわなくてもこちらに来ますよとかそういう企業があった場合は、かけ橋として企業をPRできるような、そういう優良な企業ですよというのが、そういうことも何か歩み寄るところも必要かなと思います。いい、この予算のプラスアルファでまたそういったところも考

えていただければと思います。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

農林課〔説明 10:41～10:55〕

説明：高柳和正農林課長

〔質疑 10:55～11:33〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○松浦昌巳委員

有害鳥獣の関係なんですけれども、とても変更していただいて、これはすばらしいなと思います。

ちょっと離れるんですけれども、きょう勝川議員がこの前の議場の中で説明のあった鳥の件なんですけれども、有害鳥獣という、鳥が入っているものですから、その鳥に関しての害というのは農林課の所管ではないですか。ちょっとすみません、離れちゃうかもしれないんですけれども、すみません。

●高柳和正農林課長

鳥について農林課の所管になります。実際にカラスの駆除は猟友会にお願いして行っております。特に南部地域の150号線の南につきましては、スイカ等が産地になっているわけですが、スイカ等をカラスがつついて穴をあけてしまいますので、これは銃による駆除を行っております。また、西郷地区の滝ノ谷、西郷地区全体が柿の産地になっておりますけれども、柿についてもカラスがつついてしまうケースがありますので、これについても西郷地区については銃で駆除を行っております。

○松浦昌巳委員

そうすると、農作物に対しての被害ということで鳥獣害対策。さっき言った市街地のあれは結局農林ではないということですね。

●高柳和正農林課長

ムクドリにつきましては、ムクドリも有害鳥獣駆除は、有害鳥獣の駆除の許可は出せるんですが、今回は中心市街地ということで街なかのほうでやっていますけれども、農作物被害以外にも被害があれば、別に有害鳥獣の駆除の許可は出せますので、ただ先ほど言いましたカラスについてはやはり鉄砲でやるんですが、あとノバト、ノバトなんかがよく工場とか倉庫にふんをしましていわゆるラインに障害があるということで、駆除をしたいという許可の申請の上がってくるケースがあります。その場合や何かは、いわゆる大きな四角のおりにノバトが入って外に出られないような、そういう施設はありますけれども、一般的には銃のやっぱり駆除が多いものですから、ただ銃に関しては町なかではやっぱり当然使えませんので、なかなかムクドリを銃でとるのはちょっとできませんので、その他の方策を考えるしかないというふうには思っていますけれども。

○松浦昌巳委員

有害鳥獣の関連ですけれども、実施隊が30年度から始まるということで、その予算というのはありますか。

●高柳和正農林課長

実施隊につきましては、来年度からスタートさせていくわけなんですけれども、狩猟免許を持っている市の職員4名と、あと担当の係になります農産係の職員で構成をする予定です。

来年度につきましては、今言いました市の職員を中心にソフト対策、それから駆除等も免許を持っている職員がいますので、猟友会の御支援をいただきながら、覚えながらという形でいきますけれども、ただ、まず来年度はソフト、いわゆる地区での啓発活動のほうに入っていきますので、費用的

なものにつきましては、市の職員ということですので、業務の中で行っていきますので、特に予算計上はしておりません。

○山本裕三委員

1点だけなんですけれども、今お話し合った鳥獣対策費で、これまで制度の穴だったところとか、穴とか何とか、ちゃんと行き渡らなかったところに制度改正をされて、非常にすばらしいなと思ったんですけれども、こちらの当初予算の説明資料の9ページのところで、一応、銃ですね、この鳥獣対策費のところで、じゃ、これだけの制度変更をして予算が500万円上がるだけで済んだという感じでいいんですか。

●高柳和正農林課長

はい。

○窪野愛子委員

ここで申し上げることではないのかもわかりませんが、何日でしたか、開催して下さって、農業委員の方たちとお話し合いしたときに、この鳥獣の被害、イノシシのことですごく議論が盛り上がったとか、時間がかかったんですけれども、予定より。そこで、ちょっと私もすみません、勉強不足でよくわからなかったんですけれども、電気を使ってどうのこうのというような話があったと思うんですけれども、それが県議にも問い合わせたところ、県ではオーケーだというお話だったんですけれども、掛川市ではそれが何かだめと私はそのとき聞いたんですけれども、それはちょっと間違っていますか。

●高柳和正農林課長

いわゆる電気でとどめを刺すという、最終処分、いわゆる命を絶つという方法も県のほうで開発されて、今、実際に使ってやっている方もいらっしゃいます。それを市がだめだと言っているわけではなくて、いわゆる猟友会のほうでそれはちょっと使わないよという指導があります。というのは、猟友会のほうで猟友会員については保険をかけています。銃については1億ですか、それで箱わなとかわな猟には5,000万円の保険をかけているんですが、その保険の対象外だそうです。

いわゆる、銃で間違っただめ刺しをしようとして、向こう側にいた猟友会に当たっちゃえば1億の保険が出ます。とか刃物でやって、暴れてその刃物が自分の例えば足に当たって切ったとかといえば保険対象になるんですが、その電気ショックのやつだと、何か暴れて何か自分がけがしても保険の対象にならないということで、使わないよというのが猟友会の考えで、市のほうでだめだと言っているわけではないんですが。

○窪野愛子委員

すみません。そういうことをしっかり言ってくれないと、何か猟友会の人たちがちょっと、何といったらいいのかわからない、ちょっと自分たちだけが何かという既得権みたいに思っているみたいに誤解されている部分があると思うものですから、今、御説明いただいてそのことを私は認識しましたので、よろしくをお願いします。

○鷺山喜久委員

この免許の関係のところですが、個人、要するに猟友会に入っていない場合は、箱わな設置のとき、市からは貸し出しをしないということですか、これ。

●高柳和正農林課長

いえ、市からも借用の申し出があれば貸し出しをします。ただ、やはり猟友会に入っていない方は、やっぱり自分の農作物の被害が多いものですから、猟友会には入らないですけれども自分でやると、猟期なんか自分でやるという方が多いものですから、そういう方は比較的各地区で持っていたり、地区で借りたり、自分で購入したりという方がいらっしゃいますので、自分の箱わなを使うという意味です。

○鷺山喜久委員

確認ですけれども、加入していなくても、市からは貸し出しをするということですね。

●高柳和正農林課長

はい。

○松浦昌巳委員

オリーブの件なんですけれども、予算では研究とか圃場整備についてはあるんですけれども、もう早い人だともう4年目、3年目、4年目になって、もう恐らくちょっと実がこれから収穫に入ってくると思うんですけれども、絞ったりとか加工のほうの予算というのはどうなっていますか。

●高柳和正農林課長

先日、静岡新聞に掛川でオリーブを栽培している福田さんという方の記事が出ました。実際にもうオリーブをオリーブオイルに加工して、じゃどこで搾油したかという、浜名湖に、湖西市にアグリ浜名湖というオリーブの栽培しているお店がありますけれども、そちらのほうに持って行ってオリーブのオイルにしてもらったということです。

実際、もうそういう形でオリーブオイルに加工できるようなオリーブの栽培者の方も出てきていますので、来年度につきましては搾油機の補助を今、計画をしております。2分の1の補助ですが、搾油機が100キログラム、1時間当たり100キロ処理できる搾油機ですと、価格的に大体300万円。これはまだ国内製、国産のものがないものですから輸入物になりますけれども、300万円というふうに聞いていますので、搾油機の補助も2分の1で予算計上させていただきました。

○小沼秀朗委員長

それがこの7ページに出てきていますか。

●高柳和正農林課長

主な予算のオリーブ圃場の整備費等補助金685万円の中に、300万円の搾油機の補助を見込んでおります。

○藤原正光副委員長

細かいところで申しわけないんですが、事項別明細の264農業費の4目の農業振興費のこの農産物地産地消推進費のところの(2)のところ、とうもろの、遠州南部とうもろの里総合案内所の管理費というところなんですけれども、これはやぐらの修理もこの中に入っていますか。

●高柳和正農林課長

すみません。予算要求したのですが、予算つきませんでした。すみませんでした。

○藤原正光副委員長

じゃもう1点、じゃ(3)のところなんですけれども、大須賀物産センターサンサンファームなんですけれども、これ29年度の予算ですと183万円でしたけれども、今年度は、30年度は54万円ということなんですけれども、この下がった経緯とか理由とかというのを教えていただければ。

●高柳和正農林課長

この予算は、主にサンサンファームの修理費になります。今年度、トイレという大規模な修繕がありましたけれども、来年度については大規模な修繕がない、要望として上がってこなかったということです。

○藤原正光副委員長

この修理費、この下のところの29万円というのがトイレじゃないということですか。

●大石守農林課主幹兼農産係長

サンサンファームの修理費の件なんですけれども、トイレの改修工事、そういったものの今、和式になっているものを洋式に改修するとか、そういったものの予算を今回、計上させてもらっております。

す。大規模な修繕につきましては、要求もさせていただいたんですけれども、やはり査定の、財政課の査定の中でその辺についてはちょっとつかなかったという状況になっております。

○藤原正光副委員長

すみません、何度も。この修理費29万円がトイレということじゃなくてということですね。

●高柳和正農林課長

トイレを和式から洋式にかえる。

○山本裕三委員

30年度の経営方針のところ、経営方針の4番目ですか、FSC承認で受け、掛川産材の利用拡大に向けるところで、最後、公共建築物等への木材利用を推進するというところで、先日、ニュースか何かで住友林業が300メートルを超えるビルを木造でつくるみたいな、夢のような話かもしれない、一応やっぱり木造建築というのはこれから注目を浴びているんだなというところあるのですけれども、何かこれ計画というか構想みたいなものがあるのこの経営方針に入れているということなんですか。

●高柳和正農林課長

認証材の掛川産材を一番初めに使っていたのが、大池の旧の国道1号線沿いにあります、静岡トヨペットが新しく新装されましたけれども、あの店舗で使っている木材は掛川産材の認証材です。来年度、工事に入ります、本年度実施設計して来年度から工事に入ります粟ヶ岳のビジターセンター、これにおきましても掛川産の認証材を使う予定で現在、設計をさせていただいております。

●大石良治環境経済部長

先ほどの藤原委員の御質問の中のとうもんの関係とサンサンファームの関係でございますが、特にサンサンファーム、施設使用者のほうからは強い要望がございました。ただ、うちのほうも全ての予算の中で、優先順位の中で、先ほど担当から申した中で当然、今後やっていかなければならないとは考えておりますが、費用対、全てのことを考慮しまして、あとサンサンファームの今後の改革ということで議員にも出席していただいておりますが、ああいった中でよりよい形ということで今、考えておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○藤原正光副委員長

大石部長、答えていただいたので、ということは、今のところ先ほどのとうもんのやぐらにしても、サンサンファームのこの管理修理費だけという、予算もとらないというのは、一応、市の方針としてはもうやっていかないという方向でいいということですか。

●大石良治環境経済部長

必要性としては、必要です。今後やっていきたいと考えるんですが、今度の30年度の予算に計上できなかったということは事実でございますが、当然継続して考えていますし、使用者、施設使用者といますか施設側からも強い要望はいただいているのはわかっておりますので、そういうことで御理解をいただきたいということです。

○藤原正光副委員長

30年度は通らなかったということですがけれども、これは今、依頼が始まったという話じゃなくて、昨年度もその前の年もというような、かなり継続的な依頼になっているような話は聞いているんですけれども、それでもなかなか予算が、優先順位としては先ではないというような考え方で、かなりもうできないのならできないということで、ほかの対策をやっぱり考えていかなきゃいけないと思うんですけれども、一応、案内所を守ってくれている方の人はやっぱりかなり温度差があるかなというのは感じますけれども。

●大石良治環境経済部長

それこそサンサンファームのほうの売り上げが今、余り伸びていないということで今、会議も開か

せていただいています。あと、赤堀さんのイチゴ農園があります。そういった利用も合わせてよりよい方法が、もっと増設して違う場所という部分も含めまして考えていく必要があるし、その会議を今、進めているということでこの件については御理解をいただきたいと、当然、改修といいますかトイレが必要だということにはわかりはございませんので、御理解いただきたいと思います。

○窪野愛子委員

すみません、同じページの、事項別明細の 265 ページのとうもんの上にあります道の駅のことですけれども、ここに修理費が 140 万円ということについていますけれども、これはどちらの、どのような修理をされるか伺いたいです。

●大石守農林課主幹兼農産係長

道の駅の修理ですけれども、来年度予定しておりますのはトイレの詰まりとか水漏れ、そういったものの修理、それから浄化槽のプロアの修理、そういったものを計画しております。

○窪野愛子委員

関連で、施設管理業務委託料というのがここ大きなお金がついています。皆さんも御存じのように、道の駅はもう物すごい繁盛してしまっていて、おかげさまで、ありがたい話で、周りには農業者もすごく喜んでいて、製品が追いつかないときなんかもあるということを知っていて、その反面、あれだけのにぎわいがあるんだったら、市のほうからの負担はもう少しという声もすごく聞こえてきます、私の耳にも。

その辺で、行政的にはどのようにそのあたりを考えていらっしゃる、家賃収入、家賃を払ってくださっていますけれども、そこの辺のもうあれができて 15 年まではいかないかもしれませんが、それぐらいになるとするものですから、あれだけの営業利益を上げているということで、やっぱりちょっとこれから考えていくというのも必要ではないかなと思ったものから、ちょっと意見伺いたいと思います。

●高柳和正農林課長

今、委員御指摘のとおり、家賃と、道の駅から支払っていただいている家賃と市のほうが委託で出している委託費を差が、市のほうが 100 万円持ち出しみたいな形になっていますので、その部分につきましては、最低とんとん、もしくは市のほうに、あれだけ売り上げも上がっていますので、市のほうに幾らか市がプラスになるような形で来年度以降、委託費の部分を下げさせていただくような交渉をしていきたいというふうに思っております。

●伊村義孝副市長

今の御指摘のことは、実は監査委員のほうからも指摘がしてありました。それで、道の駅をオープンするときにはあれだけ繁盛するかどうかという見込みがなかったものから、それから当時は道の駅だけじゃなくて時之栖も入ってやっていたこともあって、家賃をもらうし、あそこは車の人たちの休憩所でもあるものから、そういうものの管理費という考え方でやったんですけれども、やはり今、窪野委員言われたようにかなり利益が出る形になっているものから、今、市の側で考えていますのは、家賃をもらうだけで、あとあそこの管理は全部向こうでやってもらうという形、そうすると、今の家賃が 2,100 万円ほどもらっていますけれども、もちろんそれは下がりますけれども、もう家賃をもらう、そして管理費を出すということではなくて、家賃をもらうだけで、あと一切合財向こうの管理は道の駅でやってもらうという仕組みに変えたいと思っていますが、なかなかそのハードルが高いものから、この予算要求ではまだそういう仕組みにしてありますけれども、私たちとしては、できれば新年度とかこの 4 月からは今、私が申し上げたような形に切りかえていけるようにしたいなと思っています。

なかなか、何と申しますか、農業者のための施設で、あそこでいろんな情報発信しているとかということがいろいろ言われてくると、農林課としてもなかなかこれまでいろいろ詰めていっても最後まで詰め切れなかったんですけれども、それでも向こうの負担金をいろんな、昔は床の掃除費なんかももらってなかったのを交渉してもらうようなことをして、その都度もなかなか戦いがあったんですけれども、もうやっぱり監査委員のほうからも、このごろもう改めてああいう形ではおかしいということも言われていますので、しっかり適正な形に戻していくということでもあります。またいろいろあ

れば御相談もしながら、また後押しをしてもらわないといかんかもしれませんけれども、よろしくお願いたします。

○大石勇委員

今、副市長が言ったように、適正な金額というのがわからないのだけれども、やっぱり企業は企業なりにやって努力をして、それで利益を出す、それは当たり前のところだけれども、それでやっぱり中の改革をしたり、あるいは従業員を減らしたり節約したりということで、企業努力をしてその営業利益があるんだから、やはりそれはそれで認めてやらないとやっぱり何というのかな、やる気がなくなる。

だから、今、副市長の言ったようにお金でどうのこうのじゃ、お金でどうのこうのというよりも家賃とかそういったことでうまくやらないと、逆に一生懸命努力して一生懸命企業努力をしているのがちょっと浮かばれないとか、そうなるのはちょっと困るかなど。それじゃ、マイナスになったところへは出す、プラスになったところはもらうということでは、そこら辺はもっと公平に行くようにしないとどうかなと思いますけれども。

●伊村義孝副市長

監査委員が言われていることは、私どももそうだなと思っているわけですが、仕組みがよくないということを言われているんです。あの道の駅という建物は商売をする建物で、その商売をするために市が道の駅に建物を貸して家賃をもらっていると。そうすると、そこでかかるいろんなトイレの経費とか清掃とか周辺の草刈りを市が委託じゃおかしいじゃないかと。営業をやっている人だもので、今、大石委員言われたように、その営業の中の費用として出してもらえばいいと。これは私もそうだと思いますが、冒頭申し上げたように、あそこをオープンするときにはどれぐらいはやるかわからないものですから、安全策でそういうやり方をしてきましたけれども、もうあそこも実績が出ていますので、本来のやり方にしたいと思います。

そのときに、過大な負担を一気に向こうにかけるということではなくて、まず家賃も安くするかわりに管理費はもうこちらからは出さないということからスタートして、だんだんいい線を探っていくということに徐々に改革をしていこうと。でも、一番最初の仕組みは、しっかりそうしたいということは申し上げようと思っています。

○鷺山喜久委員

家賃をお下げになるということもわかるわけですが、一旦下げた家賃というのはなかなか上がらないじゃないんですか。その辺また、今の道の駅の成績が、業績がうんと上がって値上げを頼むよというチャンスが早く訪れればいいわけですが、私はいったん下げた家賃というのはなかなか上げることは難しいし、いい営業をしているものだから、家賃は下げずに、あんたらあの利益の中でやりなさいということはなかなかお示しができないですか。

●伊村義孝副市長

今、家賃でいただいているのは、2,100万円ぐらいで、それで全部で支出は、2,200万円ぐらい出してトータルじゃ赤字、100万円赤字なんです。ですから、今、最初に課長が申し上げたように、まずはそこを黒字にするという意味で、委託料の2,200万円をゼロにしちゃうわけですから、それで家賃は下げずに2,100万円というそれはいきなりちょっと重いものですから、そこは少し工夫をしながらということですけども、もう一回改めて、管理は全部向こうでやってもらうときのあそこの家賃が幾らかというのをしっかり専門家も入れてちょっと検討して、それをもとに向こうと交渉して、いたるところから窪野委員のお耳にも入っているという話もありましたけれども、私たちのところにも同じような話が入ってきていますし、監査委員の指摘もあるものですから、ハードルが高いとはいえ、もう手をつけないわけにはいかないということで少しやっていきたいと思っています。

○山本裕三委員

これも施設のあれなんですけれども、一般会計予算の277ページのならここの里のところで結構大きく、一番上ですね、277ページです。ならここの里の施設整備費ですよ。これ結構大きくついている。これどんなことをされるのか教えてください。

●高柳和正農林課長

すみません。ならこの所管が生涯学習協働推進課なものですから。

○大石勇委員

イノシシとかこの捕獲について、この前何かテレビでやっていたよね、北海道のほう、ロボット。ロボットでそういうイノシシなんか近づくと目玉が赤くなって。ああいうのというのは何か考えているのはあるのか。この前テレビのニュースで見ている結構おもしろい、おもしろいと言ってはあれだけども、実際そういうのをやったのを見たのだけれども、イノシシとか何か出てきてもさっと逃げちゃうからね、鹿なんか。何かそういったのは何か研究していますか。

●高柳和正農林課長

研究はしていないですけれども、業者からの紹介はいただいています。やっぱり、いわゆる昔はオオカミがいたときは、オオカミがイノシシを駆除していたりだとかいうことで、やはり今、委員が言われたとおり、何か近づくと、人間でもそうらしいですけれども、ものが近づくと目が光って、センサーで光るといふ。何か音もでるといふ話は聞いていますけれども。

今、松浦委員が言われたとおり、やっぱりなれてしまうみたいです。鳥もそうですけれども、いろんなものが何かやっぱりなれて、長続きはしないという。

○大石勇委員

この辺に昔オオカミがいたかどうかわからないので、そこら辺は。

○鷺山喜久委員

オリーブを力入れているものだから、オリーブの言葉、たくさんいろいろ出てきますけれども、私、1つお伺いしたいのは、吉岡のバラ団地のことですが、あそこで一生懸命やっていて、もうかっていればいいですけれども、出資者がもうかってうまく行っていればいいですが、その辺はどうなのか。

というのは、東京なんか行って、東京もどこでもそうですが、女の人なんかバラもらうとあなた大喜びしちゃって、物すごい消費というわけがあるわけで、あるホテルなんか物すごいそのバラを1晩のうちに、何か加工してあって、長持ちするように加工してあって、お正月の松飾りとれて、もう夜中にぱっとやっちゃって、もう翌日朝すごい、1,000本だかを山盛りにしてあるんですけれども、ああいったことを見たら、掛川のバラ、ああいったところへ行ってくればいいなと思ったものですから。

●高柳和正農林課長

バラですが、平成28年の農業産出額でいいますと、掛川市内でのバラの産出額が2億7,000万円あります。メロンと同等にバラも贈答品として使われることが多いものですから景気の影響を受けやすいんですが、農業産出額的にはそんなに下がっては、バラは下がっておりません。

ただ、農家数は減っています。吉岡のバラ団地は、つくった当時には東洋一のバラ団地ということでいろんな視察も全国から来られた、海外からも来られたというふう聞いておりますけれども、やはり高齢化、それから後継者不足で、いわゆる1人当たりの栽培面積、温室の栽培面積がいわゆる増えています。バラ栽培農家自身は減っているんですが、その分やっぱり規模が拡大しているというのが現状であります。

○鷺山喜久委員

農家数減、あるいは面積が1軒当たり増えているということで、いろいろ機械化なりされて、要するに2億7,000万円ということじゃなくて、売価計画とか、これはこっちの皆さんが考えてやっていたことですが、どうにか、バラというのはなかなかいいじゃないかなと思って、掛川はお茶とバラぐらいになっていくといいなと思うんですけれども、わかりました。

○小沼秀朗委員長

すみません、農業委員会と話し合いをやらせてもらって、この狩猟免許とイノシシの捕獲、改善があって本当にありがたいことだなと思うんですけれども、これ表にまとまっていますけれども、例えば自治会とか、これから伝達はどうやってなっていくんですか。これもう上手になっているので、も

うホームページとかにこのまま載せたりとか、そういう予定もあるのかどうか。

●高柳和正農林課長

今回の当初予算が通れば、ホームページ等にも掲載してPRしていく予定であります。

○小沼秀朗委員長

今までとこれまでというのを今、説明をしてくださいましたけれども、もうちょっとわかりやすく、ここが変わったよというのをまずわかるように、もう少し改善して表現していただければなと思います。

もう1点、ムクドリの件ですけれども、街なかの飲食店が、お店を出たすぐ上の電線からふんが落ちて、お客さんの服に当たっちゃっているいろいろな苦情が来たりとか、そういうこともあるんですが、今の話だと、ノバトもおりを置けるということなんですけれども、そういう被害、ムクドリに対する鳥獣、そういう指定をするとか許可を出すに当たっては、どういうこれから。おりを置くことができる場合ですけれども、何か届け出等の申請のことを聞きたいと思います。

●高柳和正農林課長

先ほどノバトには会社なんかで駆除したいからということで、有害の許可の申請を出してこられます。実際にノバトをおりで確保しているんですが、ムクドリについてはそのおり、ムクドリ用のおりというのがないものですから、おりでの捕獲というのはなかなか難しいかなというふうには今現在思っております。

●大石良治環境経済部長

1つは、今、労政課のほうで中心市街地ということでやっている中で、鷹匠による追い払いというのをやっていますが、それと今、中部電力が申請者によってふん害によるということで、3メートルピッチで最長の長さが9メートルなんですけど、電線の上に線を引かして、そこへとまりますと不安定になってというような器具を無料で貸し出してあります。これは、例えば先ほど言いましたような申請者が、自分のうちの上のところではふん害だということでそれを申請しますと、中部電力が見に来ます。それで、そういうことでしたらということでそれに対して対応をしていただいて、どのくらいの長さということで一定期間それを貸し出してくれます。

それで、大分そういったものも市内の中心街のふん害に対してその申請を受けております。昨年の11月ぐらいから、今4か月か5か月待ちぐらいだということでありますので、中部電力も直接見まして、中心市街地については特に鷹匠による部分とあわせて中部電力にそういう申請をしていくと、この両方で30年度は行きたいと考えております。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

第4款 衛生費

第6款 農林水産業費

第7款 商工費

お茶振興課〔説明 11:33～11:43〕

説明：大井敏行お茶振興課長

〔質疑 11:43～12:12〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○山本裕三委員

掛川スタジアムの前進と、あと献上茶という、本当にこれまでいろんなことが施策に結びついてきて非常にうれしく思います。

その中で、ごめんなさい、今回の予算説明の中では少なかったんですが、ラグビーワールドカップに対するの対策と、あとはやはり東京オリンピック、東京オリンピックに対するの対策に関しての、

予算も含めですけれども、今のところの現状というか、そのあたりをお伺いしたいのですが。

●大井敏行お茶振興課長

今年度の予算には計上してございませんが、当然ラグビーワールドカップ、それからオリンピックについては、掛川茶が世界農業遺産にも認定されている、またギャップを捉えているところもあるという中で、掛川のお茶については、それをPRするためにはちょっと有利な状況なのかなというのは認識しております。

会議等にも、国で開催される会議等にも出席をさせていただいておりますけれども、今後はスポーツ振興課と連携し、絶好の機会でありますので、そういったもので。例えばお茶を選手にというのはなかなか難しいかもしれませんが、その関係者の方とかには出していただくとかというような、そういうおもてなしができるような形での推進というものは積極的に図っていきたいというふうに考えております。

●伊村義孝副市長

オリンピックは、選手村でだって緑茶が公式飲み物としてオリンピックに出して、そのあたり。

●大井敏行お茶振興課長

すみません。選手も飲んでいただくというようなことで、PRのほうはしてまいりたいというふうに思っております。

○窪野愛子委員

当初予算説明資料の12ページをお願いします。

そのところで、世界農業遺産茶草場ということで、クリアファイルをPRとしてという施策が、ここは減少とは書いてあるんですけれども、掛川市のさまざまな課でクリアファイルが氾濫しているように私は思うんです。それで、もううちにも掛川市のいろんな課で出しているクリアファイルが、クリアファイルというのは本当はクリアになってなきゃいけないのに、すごく使い勝手が悪くて、どうせなら私はスティック茶とかそのほうに、本当に飲んでもらえるようにと思ったものですから、ちょっといかがでしょうか。

●大井敏行お茶振興課長

クリアファイルにつきましては、うちのほうの農業遺産のクリアファイルというのは、例えばお茶関係でいきますと、パンフレットが十何種類あります。それを視察に来たときとかお土産とかに持っていくときもそうなんですけど、手提げ袋に入れられるような、そういうクリアファイルでして、ほかの課で使っているような、手提げがついているやつなんですけれども、それを上をとると普通のクリアファイルになるというそういう、何というんでしょうか、使い勝手がいいかどうかちょっとあれなんですけれども、そういった形のクリアファイルを推進しております。

当然、今、委員がおっしゃったように、透明ではなくて世界農業遺産ということで結構べたべたにPRはしておるんですけれども、そういった意味、そのクリアファイルにつきましては、今、在庫がかなりあるものですから、今、委員がおっしゃったようにそこについては減少しておりますけれども、スティック茶でのPRですとかそういったものにつきましては、我々も今、力を入れてはいますけれども、今後なかなか好評もいいので、3本セットのスティック茶ですとかそういったものにつきましては今後積極的につくって行って、うちの課だけではなくてほかの全ての課、議員も含めてどこかに視察に行かれたりというときには、うちの課に言っていただければ提供のほうはさせていただきますというふうに思っております。

○窪野愛子委員

同じページの7のところですけども、今度ひろめ隊というのが26年からやっていたら、30年度は山形ということで伺いましたけれども、たしかテレビのニュースで、青森県が一番平均短いというお話もあるものですから、またその辺検討して、ツールがどうなっているかわかりませんが、ちょっとと思ひまして申し上げました。

●大井敏行お茶振興課長

東北地方になぜ我々がお茶ひろめ隊として行ったかというのは、今、委員がおっしゃったように、お茶を飲む習慣がないということもありますけれども、一番の短命の地方だというような意味で、我々の掛川スタディの効果であるお茶を飲んでいて、ましてや10万人以上の都市で男女ともがんによる死亡率は掛川市が一番低いというような成果も得たものですから、そういった意味を込めて東北地方に行かせていただいております。

当然、青森県につきましても依頼があれば、青森県、私も八戸等行かせていただきましたけれども、この緑茶に関しては非常に健康効能とかいうことを言いますと非常に興味を示していただく県かなというふうにも感じましたので、一通り行ってよしということではなくて、また青森県のほうにもぜひ機会があれば行きたいなというふうには思います。

○藤原正光副委員長

今の窪野議員と同じところなんですけれども、健康寿命の短い東北地方での効能を切り口とした販路拡大というのはすごくいい着眼点で、僕もこの事業すごくいいなと思ったんですけれども、最初の経営方針のところでリーフ茶の消費低迷ということで非常に厳しい状況だというようなのがあったんですけれども、市内の小学校とかの、例えばリーフ茶を小さいころからずっと飲んでもらうような事業というのは、今ずっとやられているんですか。

●大井敏行お茶振興課長

県で愛飲条例というを出しましたけれども、掛川市では昭和56年から、市内に茶商が40社以上あるものですから御協力をいただいております、春と秋に、市内の小、中、高、養護施設、幼保園、全てのところにお茶を配っております。

ただ、小さいころからそういったお茶に親しむというようなことで事業のほうは進めておるんですが、ただちょっと気がかりなところは、親世代がなかなかお茶を飲まない。水筒の中身の調査をするとやはり、単価が安いということもあるのかもしれないけれども、麦茶が多いというようなことで、なかなか我々が意図しているところ、お子さんにはそういった事業をやっていますけれども、親御さんがなかなかちょっとそういったところで我々の考えとはちょっと違う方向に行っているのかなということが課題かなというふうには考えております。

ただ、今、我々もそういった意味で、どうしたら親の世代、親御さんにそういう掛川茶を飲んでいただけるかというようなこともちょっと探りながら、お子さんだけではなくて若い世代の方にもぜひお茶をペットボトルではなくてリーフ茶を飲んでいただく施策、そういったものを今、検討させていただいて何か。

お茶を飲むということに対しては、20年前も30年前も変わっていないんですが、ただリーフ茶とペットボトルの割合がペットボトルが増えてきちゃっているということなので、お茶に対する興味というのは強いと思うんです。そこをいかにペットボトルからリーフ茶にしていくか、そこを今ちょっとポイントを絞りながら施策を練っているというのが現状です。

○藤原正光副委員長

ぜひそれをお願いしたいんですけれども、あの大きなやかんを各クラスに置いて、とにかく飲んでもらうような、とにかく子供たちからうちに持って帰って、きょう学校でこんなお茶をたくさんとかいう、子供らから家庭のほうに。うちも子供がいるんですけれども、茶の間でそういう話が出てくるような、それぐらい小中学校、リーフ茶をとにかく進めていくような事業を何か入れてくれたら、もっと消費が増える。これから先のことも考えてやってもらいたいなをお願いします。

●大井敏行お茶振興課長

あと、毎年、学校には総合学習の時間というのがあると思うんですが、我々職員が学校に出向いて行って、お茶に対する入れ方ですとか、お茶の講義ですとか、お茶の歴史ですとか、そういったもので掛川茶をより小さいころから知っていただくというような取り組みもやっておりますので、そういったものも今後引き続きやっていきたいなというふうには思っています。

○鷲山喜久委員

環境産業、もう時間が時間なものですから手短かに質問をしますけれども、全部で3点ございますが、一問一答なものですから簡単に言いますと、環境産業委員会、昨年オリーブの視察を、それから八女

茶の視察、行ったわけですが、皆さん茶業振興課で人事異動でこの3月どうなるかわかりませんが、この両市は、みんながそうじゃないですが、職員が集中して、これ専門官みたい、専門、だから人事異動でも動かない、こういうことをして力を入れている、そういったことも。大井課長の担当じゃございませんけれども、全体を考えたときに副市長、そういったことも人事異動として必要じゃないかなと思いますので、その点だけ。まず第1点目。

●伊村義孝副市長

こういう委員会は課長答弁なものですから、ちょっと大井課長が全部やっていますが、実は課長職で後藤参事がいまして、彼は本当にお茶が詳しくて、しかもちょっと職員を褒めるのは恥ずかしいんですけども、本当にいいタイミングで情報を出すものですから、例えばNHKが全世界に向けてインターネットテレビで掛川茶のやつを1時間以上の放送をやるのとか、海外のメディアが来て適切に案内するものですから、ドイツの新聞に載るとか何とかといういろんなことに、海外までの情報発信もできていますし、小さいところでいうと松崎町の桜葉と掛川のお茶を丸山製茶でつくってもらって向こう側の特産品にしているんですけども、そういうこともやったとか、もうありとあらゆることをやっています、彼が東北のほうをずっと回るときも、お茶ひろめ隊の中心としてずっと行ってきていますので、余り表には出ていないんですけども、かなり掛川市の情報発信とかいろんな業種のつながりとかというのはやってくれていまして、本人の希望はあるかもしれませんが、市役所としてはずっとこれを頑張ってもらいたいというふうに思っています。ですから、鷺山委員がおっしゃったようなことも、実際は実践をしつつあります。

○鷺山喜久委員

じゃ、2問目、お茶大使です。

この予算額が24万円だものですから、24万円で効果出せというのも無理かもわかりませんが、この大使に任命された方が頑張ってくれているのはもちろんわかりますけれども、その効果が十分出ているかどうかという、この検証はどうですか。

●大井敏行お茶振興課長

例えば吉岡亜衣加さんでいえば亜衣加さんのコンサートのときに我々職員が行って呈茶サービスをして、お茶のスティックもお渡ししということで、亜衣加さんからの情報を聞くと大変好評で、亜衣加さん自体も、何というんでしょうか、自分のブランドみたいなものをつくってPRしていただいているということで、亜衣加さんだけではなくて、この前は藤田さんと重野さん、重野さんについては競艇の選手なので、その選手のところと同じ、例えばグレード1とか何かレースがあると思うんですけども、そういったところに掛川茶のPRをしていただいているということで、地道な作業ではあるんですけども、このお茶大使の方がPRをしていただいているのかなという。

あと、海外に目を向けますと、スチュワード麻子さんという方を、イギリスの方なんですけれども大使に任命し、その方はティーアカデミーの講師もやられているということで、生徒が何千人も抱えているんですけども、その方にも掛川茶のPRをしていただいたり、SNSとかホームページとかそういうインターネット等で情報発信をしていただいておりますので、地道な作業ではありますけれども、少しずつ成果は上がっているのかなというふうに感じています。

○鷺山喜久委員

今、重野さんのお話出ましたけれども、重野さんは私のうちの隣の片山選手のところへ時々くるものですからよく見かけますけれども、非常に挨拶もちゃんとして、びっくりするぐらいにいい選手だなというように思うもので、大いに重野選手の、相手があることだものですから利用と言っては悪いんですけども、大いに頑張ってくださいたいと、こんなふうに思います。

●大井敏行お茶振興課長

この前、重野さんの任命式をやったばかりなんですけども、私も重野さんと初めてお会いしましたけれども、本当に若いんですけども礼儀正しい方というのを印象に持ったので、重野さんも私を積極的に活用してくださいというようなことも当日、言ってくださいましたので、今後とも連絡を密にとってPRしていただければと思います。

○鷺山喜久委員

事項別明細の 265ページで茶業振興費が 7,362万 4,000円、そのうち産地パワーアップ事業費補助金に 4,450万 7,000円ということで、先ほどの御説明ですと、これだ増えて市内協同組合ですか、そういった企業へ使っていただく。その企業も偏ってはいないと思いますけれども、そこら何と言っていいかわかりませんけれども、こんなに、4,400万円ぐらいたいしたお金じゃございませんが、このお金が生きるような使い方というんですか、そこらもしっかりしていると思います、要綱もしっかりしていると思いますけれども、大いに効果を出すようにしていただきたいなど、こんなふうに思いますけれども。

●大井敏行お茶振興課長

丸板製茶というところが、ことしの一番茶をもって閉鎖するというような中で、丸山農場という会社が、丸山製茶の関連会社なんですけれども、ここは定款上、生産部門を持っていないということで丸山製茶じゃなくて丸山農場というところが引き継いで事業をやるという形の中で、蒸し行程の装置ですとか風力ですとか、受け入れ工程の装置ですとか、そういったものを現在のものを改修して新たなものにしていくという事業ですので、聞くところによると、今そこにいらっしゃる従業員の方も、従業員というんですか、工場の方も引き継いでというようなことも聞いておりますので、掛川茶の生産性というんですか、そういったものを維持するためには非常にいい事業かなというふうに思っていますので、市としても補助金等を活用しながら援助をしていきたいというふうに思っています。

○小沼秀朗委員長

ちょっと関連ですけれども、これは県費が 2分の 1で。

●大井敏行お茶振興課長

国の補助金が 2分の 1です。

●大井敏行お茶振興課長

近隣の佐々木製茶があると思うんですけれども、そういった佐々木製茶もこういった事業を活用して事業をやりました。今回は丸山農場ということですから、こういった補助金、2分の 1の補助金で、結構 2分の 1の補助金というのはなかなかないものですから、こういった事業は積極的に活用していければというふうに思っております。

○小沼秀朗委員長

この11ページの資料を見ますと、県の支出金のほうに載っていますけれども、国ということでしょうか。

●大井敏行お茶振興課長

そうです。国から県に入って、入ってくる。ごめんなさい、そういうことです。

○小沼秀朗委員長

青森の話も出ましたし、山形の話も出て、東北地方行っているのもわかっております。目的も健康寿命が短いということで非常にわかるんですけれども、やっぱり東京とか大阪とか、消費とかそちらのほう考えたら、そちらの効果もまた見込めるかなと思います、そちらの対策はどうなっていますか。

●大井敏行お茶振興課長

東京とかそういう首都圏でのPRというのは非常に重要なのかなというふうに考えていまして、今度も東京で開催されるキッテというイベントがあるんですが、キッテという施設です、ごめんなさい。キッテという施設でやるんですけれども、そういった東京での、この前も東京の交通会館でPR活動等もしてきましたけれども、首都圏、東京だけではないんですけれども、名古屋ですとか大阪ですとか、そういった大都市でのPRというものも非常に重要なのかなというふうに思っていますので、機会があればそういったものに積極的に参加をしていきたいというふうに考えております。

○小沼秀朗委員長

ここに普通旅費が載っていますが、旅費のことだけ見れば、当然、東京、大阪のほうがいいんですが、その先の効果のことを考えてもそういう効果も見込める。とにかく対象の人口が違いますので、今、積極的にという言葉がありましたけれども、ぜひ積極的にお願いしたいと思います。

●大井敏行お茶振興課長

お茶ひろめ隊につきましても、今言った首都圏でのイベントにつきましても、我々はある意味情報発信をしていって、掛川茶をいかに消費していただくかというようなことに努めるのが行政の役目かなというふうには思っています。

例えば、東北のお茶ひろめ隊についても、今までは健康効能のPRを、掛川茶のPRをして、それがそこまで終わっていたというのが現状なんですけど、ただ、今年度ぐらいから実績も出てきて、当然、JAにも一緒に行っていただきながら、バローですとかオークワという大きな業者ですとか、そういったところにも掛川茶を少しずつでも入れていただけるようになってきたということで、実績も上がってきたと、ちょっといい傾向かなというふうには思っていますので、当然、行政はPRをしていき、JA掛川、遠州夢咲もそうですけれども、そういったところとのサポートをしながら、扱っていただいているお茶は今、JAのお茶になるわけですけども、行政が行くことによって、何か保証というわけではないんですが、そういった意味合いになればいいのかなというところで、そういったところとも連携をしながらやって行きたいなというふうに思っています。

○小沼秀朗委員長

先ほどお茶の、お茶を飲みましょうということで小学校にいろいろなことはやっていたけれども、以前、一般質問でもありましたけれども、もう水道をひねればお茶が出るような、そういったこと、思い切ったことをできませんかという質問もありました。

実はことし、平成29年度の中央小学校のPTA会長がそれをすごくやりたくて、いろいろ動きまして、いろんなところ調べに行ったり、校長先生ともいろいろ会議したんですが、そういったことがなかなか、お茶をいつも入れる担当がいらないというんです。その給食だったら給食係のおばさんがやればよかったけれども、もういなくなると。配膳員じゃ、中央小だけそれをやらせようのかというと、それはなかなか難しいと。そういったところでいろいろ壁にぶつかったそうなんですけれども、そこらへんのほうはどういったふうに、見解なにかありますか。

●後藤直巳お茶振興課参事

島田の件ですけども、私が知っている限りのことをお話します。

島田では五和小、それから第一小と2カ所で蛇口をひねるとお茶が出るという活動をしています。それは全く違う配管をしまして、お茶はお茶、それから水道は水道という2つの管があって、それからタンクがついていて、わかれてお茶が出ると。それで、お茶の場合は毎日朝入れて夕方締める、それで必ずそこを1回洗浄すると、すごく手間がある。なかなか学校としても対応し切れないということで、今現在は五和小のほうがちよっとストップしてしまって、第一小だけ動いているということを聞いております。

○山本裕三委員

ちょっとPRみたいになってしまって、非常にちょっと申しわけないんですけども、なかなか言う機会がなかったのでちょっとお話をさせていただきます。

先ほど窪野委員から出たクリアファイル、クリアファイルとあとお茶のパックの話なんですけれども、実はポップカルチャーサミットというアニメのイベントで、多分御存じだと思いますけれども、実は結構アニメのキャラクターも、アニメキャラクターも結構もう何点かずつとつくっていたりとかして、ただそのキャラクター、茶娘の格好をしているんですけども、そのキャラクターどこかで使いたいという話もあって、今、遊んじゃっているものですから。なので、ことしは実はそのキャラクターが大獅子をかぶっているバージョンも実はつくって、なので一応、この前もちょうどエコパのあの獅子をかぶっているバージョンもつくったりとかしてあれなんです。またちよっとPRみたいになってあれなんですけれども、ぜひつかってあげてください。すみません、なにかちよっとふさわしくない。

●大石良治環境経済部長

すみません。先ほどの労政課の関係の御質問の、事項別明細の 309ページをちょっとお開きいただきたいと思います。

藤原委員の御質問で、中活室のほうの職員給与のほうが大分下がっているけれどもということで調べてまいりました。

人の編成についてはその前年のメンバーとなりまして、その当時の 4人が、50代が 1人、40代が 3人ということで人員構成がありました。その後、人事異動がありまして、今の当初を組んでおりますのは今のメンバーでして、50代が 1人、40代が 1人、あと20代、新規採用を含めて 2人ということで、もう人数的に年齢構成も、主事、主事補、その前が主任、主査ということで係長相当職から主任ということで、これはやはり東街区マンション棟とか商業施設、駐車場等許認可も含めて一気に人を投入している部分が年齢が高かったという部分もございまして、今、ある程度落ち着いて昨年29年 4月 1日の人事異動によってそういう構成になったということで御理解いただきたいと思います。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。ここで休憩、再開は午後 1 時から。

[休憩 12:12~12:57]

第 4 款 衛生費

環境政策課 [説明 12:57~13:09] 説明：佐藤正弘環境政策課長
[質疑 13:09~13:35]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○松浦昌巳委員

別冊の説明資料なんですけれども、カーボンマネジメントの強化事業ということで、市内の温室効果ガスを省エネとかそういった事業ということなんですけれども、今も、3.11が起きてからかなり市内も努力をさせていただいたりとか、電気を消したり省エネの活動をさせていただいているんですけれども、ここから先、減らしていくのがなかなか大変かなと思うんですけれども、これから先、まだ削るところがあるとすると、どういうところになるんですか。

●佐藤正弘環境政策課長

市内の特に施設関係の LED化とか、あと再度、事務事業のほうの温室効果ガスの排出にかかわる部分での見直しで、もうパリ協定におきましては、現在、2013年度比で2030年度までに地方公共団体におきましては40%削減というような数字が出ていますので、それに向かって一丸となってやっていくというような形になるかと思えます。

○松浦昌巳委員

ちょっと 1個だけなんですけど、今おっしゃった、2013年というのと、ちょうど震災が2011年か、そうすると、かなりもう削減した後からというのと、ちょっと40%というのは、かなり頑張らないときつい数字だと思いますので、努力をさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○藤原正光副委員長

すみません、今の松浦委員のカーボンマネジメント強化事業についての関連というか、的が外れていたらごめんなさい。マネジメント体制の強化ということで、LED化ということは今ちょっとお話ししてくれたんですけど、新電力で業者を変えとかというのは、これは全く関係ないですか。温室効果ガスとは関係ないんですけれども。

●佐藤正弘環境政策課長

あくまでも新電力の関係は、どちらかという金額の関係になるかと思えますので、新電力が再

生可能エネルギーを利用したものを使っていて、それが安くなっているということになれば、当然そちらのほうを使ったほうがいいかなというふうには考えますけれども、基本的には経費、金額の関係になろうかと思います。

○窪野愛子委員

予算説明のほうの13ページ、そのところのクールチョイスということで、ここにも御説明があります。去年、たしか6月の補正で、国から認定されたのがちょっと数が減ったとかというふうな記憶があるんですけども、500万円だったのに250万円というような説明をいただいたんですけども、それをもう29年度やられたわけですね。そのやられた効果というものについてちょっと伺いたいですけれども。

●佐藤正弘環境政策課長

250万円での国の補助事業でやりましたクールチョイス事業につきましては、特に環境学習とかスポーツ教室なんかに出向きまして、温暖化対策の講義を行うというようなことを30回くらい、出前講座ということで行っております。

それからあと、掛川市として6回ほどうちの課の係の者とかがラジオへ出まして、温暖化対策について掛川市のPRをさせてもらったと。その中でも特にキエーロの部分も1回はその中でやらせていただいて、キエーロをやれば当然生ごみを焼却するというので、それが減るということで温暖化対策になりますので、その部分でもやらせていただきました。

それからあと、商工まつりや環境消費生活展でのブースをつくりまして、そこでのPR、それから当然、パンフレットのほうを作成して配布するというような活動を29年度は行いました。

○窪野愛子委員

これは、また新たに新規事業をされるということですか。

●佐藤正弘環境政策課長

はい、30年度も引き続いて、基本的には2カ年事業というふうな形になりますので、もう一年頑張っ、この事業については、市民一人一人の意識を高めていただくというような形でやらせていただいています。

○窪野愛子委員

次、委託先というのは、もうわかっていらっしゃるんですか。これは、これからですか。

●佐藤正弘環境政策課長

委託先についてはまだこれからになりますけれども、昨年度は静岡県地球温暖化防止活動推進センター、そちらのほうへ委託のほうをお願いしました。

○松浦昌巳委員

関連というか、その上のところも一緒に聞いていいですか。地球温暖化対策実行計画の改定の業務委託についてですけども、これもまた委託はまだ決まっていないですか。

●佐藤正弘環境政策課長

委託先については決まっておられませんけれども、そういう環境についての専門的な業者へ委託しようと思っております。

○大石勇委員

バイオマスプロジェクト、これは掛川市のバイオマス産業都市構想何とかというふうになってますよね。それは今、ここで金額はそんな大きな予算じゃないけれども、調査研究事業検証ということで、これはもうちょっと前からやっていますよね、何年か前から。なかなか難しいところで、大きなくくりで言うと結局どうということなのか。掛川の奥のほうの山でこういったものをとりあえずやって、それでそこから木を出して、バイオマスの直接、木を燃やして、その蒸気で発電するとか何とか、ガ

ス化もあるけれども、何か根本的にやるわけですか。

●佐藤正弘環境政策課長

それこそバイオマス産業都市構想につきましては、未利用材、間伐材を主に使いまして、それを有効利用するというような形になります。特に発電と熱利用を考えておりますけれども、その搬出について、やはりどうしてもなかなか森林組合とも協議しておるんですけども、その部分についてなかなかめどが立っていないというような形になります。市民参画でできればそれが一番理想になるんですけども、なかなか山の権利関係とかもいろいろありますので、その部分と、あと、その発電する機種も次から次へと新しいものが出てきておりますので、その部分でなかなか業者も踏み切れないというようなものも聞いております。

○大石勇委員

きのうも何かこんなバイオマスとか発言並び質問が出ていたけれども、実際、これを実現に持っていかないと、スマートコミュニティの実現という中でのなかなか実現性がちょっと薄いところかなと思うんだけど、これは本当に掛川市に向いているのかなと思うんだけど、それも調査研究していくと解釈すればいいんだけど、ちょっと何か難しいところがあるかなと思うんだけど。

●大石良治環境経済部長

それこそ毎年、東京のほうでこのバイオマス構想都市の会議があります。そうしますと、本当に山間地域で村おこし、地域おこし、人材活用、村を挙げてこのバイオマスに取り組んでという先進事例があります。そうしますと、間伐材とかそういうのも大量に入ってきますし、そこに一括集中投資というところがあります。それがされてきますと、だんだん技術革新とかされていきますので、今のところいろいろ調査研究しますと、先ほど課長が言ったとおり、我々のところで掛川市だけの間伐材等の利用ではどうしても生産性がまだ合いません。そこら辺を調査研究をしながら、どこかで企業が本当にやっていただける採算性の合うところで食いついていくというようなことで今おりますので、今のところいきますと、先ほどの3点セットというのは、ちょっと掛川市のほうはまだそぐわない部分がありますので、御理解いただきたいと思えます。

○大石勇委員

これは、いざ進めても、今度、掛川市に木がなくなって、10年先になったら、どこかほかの県外から材料を仕入れるということになったのでは……、これはちょっと慎重にいていただきたい。

○山本裕三委員

三重県産がなくなってきたよね。だから、長野から仕入れということで。

●伊村義孝副市長

高知もそうですね。高知もないもので用材を切ってやっている、それでは環境破壊だと言っている。

○山本裕三委員

へたすると、さっきちょっと、皆さん一緒に創世会で行ったんですけども、地元の木はほとんど、多少あるんですけども、県外へ出て、そこじゃないバイオマスの発電所は海外から船で木を持ってきて燃やしているということで、それで意味があるのかなというような話にもなっていて非常に難しい。

ちょっと話が飛んじゃいますけれども、とある方が言ったのが、要は間伐材だから数字が合わないんだと。でも、スギだらけになっちゃった日本の山というのは、本来の日本の山じゃないと。だから、もう間伐じゃなくて、一旦、山を全部刈ってしまっ、ちゃんと日本固有のものを戻していくというふうにやれば数字も合うんだけど、山を一回丸裸にしましょうというのは住民感情にそぐわないよと。ただ、それくらい考えないと、今のところなかなか継続性がある事業ではないですよという話は聞いたことがあって、なるほどなと思いました。

●伊村義孝副市長

先日、環境資源ギャラリーを運営しているタクマの役員と話をしたんですけども、あそこは今、

バイオマスでやると、熱をとるためのボイラーがすごく忙しいと。御前崎のほうにも今計画があるようですけれども、その見通しはどうですかと聞いたら、今はやはり東南アジアのほうからいろいろなものを持ってこれているだけけれども、向こうも経済地力がついたものだから、日本に輸出しなくても、向こうに工場をつくってやれば、自分たちの環境も守れるし、エネルギー確保にもなるもので、いつまで輸出できるかわかりませんという話がありまして、そうすると、私が「じゃ、ばくちみたいなものだね」と言ったら、「プラントメーカーとしては、注文があるものでやらしてもらいけれども、この先20年とか30年続くかなという心配は、それは個人的にはあります」と言っておられました。

ですから、本当によくよく、見ていいといっても、ぱっと何かに飛びつくんじゃなくて、持続可能なエネルギーとして使えるかどうかをいつも考えていないと、やはり大変になってしまうと思います。

○山本裕三委員

確かに、この前見に行った多気も、実はここがプラントメーカーなんですよ。もともとそこもやはり中部電力のグループ会社のプラントメーカーだから、彼らは視察とか受け入れてつくってほしいと。だから、やはりそういうことなのかなという難しさはあるのかもしれないです。

○藤原正光副委員長

事項別明細書の 250ページの 3項清掃費の 1目ごみ燃料対策費の 2番、説明欄の廃棄物減量化のところの (4)の剪定した枝の処理事業という、これをちょっと説明していただけますか。

●佐藤正弘環境政策課長

剪定枝処理委託料につきましては、こちら、地区にコンテナを置きまして、住民の方がその中へ入れていただくと。コンテナの設置につきましては、区の負担でお願いしていると。それを処分するに当たりまして、小関建設のほうへ最後、搬入するわけですけれども、その処理の委託料が発生します。その分につきましては計上しております。

剪定枝処理の補助金につきましては、市内の 4再生業者がありますので、グリーンサークルとか小関とか、掛川森林開発とかがありますけれども、そちらへ市民みずから剪定枝等を搬入しますと15円かかるんですけれども、そのうちの 5円を市が補助しているという、その補助金になります。10円負担して 5円補助するというような。

○藤原正光副委員長

個人から出たものをということですか。

●佐藤正弘環境政策課長

そうです。家庭から出たものを処理するに当たって持っていったものです。

○藤原正光副委員長

よく道路とかでかなり生い茂っちゃってとか、そういった危険な木とかというものは、これとはまた違う関係のものになりますか。

●小林隆都市建設部長

公共施設、道路とか公園ですね、けさほど議案質疑の中で勝川議員が緑化管理の話をしました。草刈りでしたけれども、樹木管理という形の中でうちの維持管理課の緑化管理の中で経過を見ております。処分については、業者のほうに委託をしているものですから、業者がその処理をするということで委託契約をしています。

○窪野愛子委員

15ページの当初予算のほうの資料をお願いします。

その 6番目で、キエーロのことですけれども、私も去年、環境産業の市内の視察のときに、資源ギャラリーで現物を拝見して、それから少したって注文させていただいて現在使っていますけれども、そのときをお願いしてから日数が結構かかったんですね、二、三カ月。また30年度も 300台の予定ということですが、需要と供給のバランスが悪いんですか、それをちょっと伺いたいと思います。

●佐藤正弘環境政策課長

昨年は1年目ということで、少し製作に手間どった部分も当然あります。それから、あとどうしても配達もやっていただいておりますので、ある程度まとまった中で、ある日は一番北から一番南まで配達というわけにはいきませんので、少しかたまった中での配達を考慮して、どうしても2カ月半とか、遅い方で3カ月ぐらいかかった方もあろうかと思えますけれども、本年度、平成30年度につきましては、そういうことがないように、もう少し段取りよく配れるようにしますので。

○窪野愛子委員

来てくれた方が本当に丁寧にやってくださって、とても感謝して、ちょうど今おっしゃったように、うちの東山口かいわいのところで一緒にやってきましたよということで、たしか日曜日だか土曜日という休日の日だったんですけども、暑い中来てくださって、それはとても感謝していますので、どんどん普及していく、どんどんと言っても300ですけども、なかなかそれもちょうどハードルが高い部分もあるものですから、使っている者がしっかり発信してやっていきたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

●佐藤正弘環境政策課長

ありがとうございます。それこそ委員長も使っていただいていると思うんですけども、今年度260台完売は一応しましたので、来年度も引き続き頑張りたいと思えます。よろしくお願ひします。

○小沼秀朗委員長

ちょっと細かい話で申しわけないですけども、墓地公園の41ページに清掃料が出ていますが、これはシルバー人材センターなんかに委託をお願いしているのか、それともどこかそういう業者が専門の方がいらっしゃるんでしょうか。

●佐藤正弘環境政策課長

清掃料の出るほうということですよ。シルバー人材センターに頼んでいる部分と、あと草刈りとか中の樹木の管理的なものは、別の会社に頼んでおります。シルバー人材センターは、ごみ拾いとかがトイレ清掃等をお願いしております。

○小沼秀朗委員長

すみません、ここちょっと歳入のところを見ちゃって申しわけないですけども、41ページ、3,049区画を1区画2,590円で頼んでいると、これはどういうあれですか。今言った説明とちょっと違うのかなと思うんですけども。

●佐藤正弘環境政策課長

年間の清掃料、管理料というんですか、それを2,590円もらっているということですね。お墓があるので。1カ月200円ということで、2,400円プラス消費税で2,590円、それを管理料としていただいているということです。

○小沼秀朗委員長

それで、今、お願ひするほうはシルバーと草刈りと、それをやっているということですね。はい、わかりました。

○山本裕三委員

さっきのバイオマスの件で、バイオマスの指定を受けているのに、難しいよと言ってそれで終わっちゃうのも何か悲しいものですから、ちょっと私、1点だけ。実はこの前、東海大学の環境がテーマ、ちょっと学部は忘れてしまったんですけども、実はそこでいろいろバイオマス発電を大学の中で開発みたいなものをしていて、彼らは何をつくっているかということ、超小型のバイオマス発電機をつくっていらっしゃるんです。それをどういう形でこれから運用していったらいいのかという話を聞いてみたら、別に売るとかじゃなくて、例えばその集落で、自分たちで間伐して、そのまちを守るために木を自分たちで切り出して、それで発電をして、それを蓄電池とかに移行して、その自分たちのそ

の集落のエネルギーは自分たちが森を守りながら得ていこうというようなことをやりたいというふうなことを東海大学の大学生たちが言っていて、なるほどなと思っっているんです。

それで、売るためだと、やはり物すごい大きいプラントをつくらなければとか、海外から買ってこなければいけないんですけども、もっと小さく考えて、売るじゃなくて、その集落が、自分たちが汗を流してちょっと森をよくすれば、電気代くらいは自分たちでエネルギーぐらい賄えるよというような世界観を達成したよということをおっしゃったものですから、そういう形であれば、これからもこの地域でも進めていけるかなというふうなことが 1点ありまして、すみません、余分な話ですけども御報告で、さっきの難しいですよとぴしゃっと終わっちゃったのがつらいものですから。

●佐藤正弘環境政策課長

ありがとうございます。それこそ掛川市のこのバイオマス構想につきましては、今委員おっしゃったとおり、小さ目ということは当然、うちのほうも小さくやるということでは考えております。とにかくバイオマス産業都市構想にエントリーしていますと、機器を入れるときに、2分の1の国庫補助が当てはまるというようなことで、とにかくこれにエントリーしていないと、飛びついていけないというか何もないものですから、だから、これにエントリーを常にしていると、5年くらいの事業になりますけれども、もしいいものが出た場合、すぐいけるということで、一応認定を受けているというようなことがあります。

○山本裕三委員

もしそういう話であれば、あそこの集落とか、あとは会社で自分たちが事業で使う電気はその補助を使って、そこの部隊に少し数名従業員を投入してやろうとか、そういう形であれば、どんどん広がっていいかなと思いますんで、ありがとうございます。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

第8款 土木費

都市政策課〔説明 13:35～13:45〕 説明：林和範都市政策課長
〔質疑 13:45～13:56〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○窪野愛子委員

予算説明書のほうの16ページの明細書1ですけれども、その中の主な予算というところで、駅南側市営住宅用地の有効活用に向けてとありますけれども、もう少し具体的に御説明をお願いしたいです。

●林和範都市政策課長

駅南に駐車場は2つあるんですけども、駅を出るとすぐ南側にある駐車場というのは回転率がよくて、非常に利用が高いんですけども、第2駐車場というのは西側に少し離れておりまして、なかなか利用が少なく、もう少しそれをほかの用途に活用できないかというものを検討していくというふうなことを考えております。

○窪野愛子委員

ということは、もう駐車場ではなくなるということで理解していいんですか。

●林和範都市政策課長

この駐車場につきましては、都市計画決定されておるものですから、できるかどうかというのは別に、それを1回解除しちゃいますと、都市計画としての駐車場ではなくなります。そうしますと、駐車場をゼロにするかどうかというのは、今後のそこで何をやるかによって駐車場が確保できるかどうかということになるんですけども、一応都市計画としてはなくなる、カウントとしてはなくなると

いうことです。

●伊村義孝副市長

公共施設マネジメントを今いろいろやっていただいている、余ったものをほかに転用するとか、場合によっては売るといふこともあるんですけども、今使っているものをもっと多角的に使って、言ってみれば富を呼ぶといふことを考えていくべきだといふふうに思っています。

そういう中で、ここは4,000平米を超える土地が青空駐車になっているだけで、建ぺい率・容積率を考えれば、もっと上がたくさん使えるわけですね。ですから、今、基本的に考えているのは、これからなんですけれども、駐車場機能を維持しながら、台数は少なくなるかもしれません、上を使うといふことは柱ができますので。しかし、上ももっと建ぺい率・容積率をうまく使って、市の土地を有効活用するといふことを考えていて、今、課長が申し上げたように、駐車場としては都市計画決定をしているものですから、その辺のしるしとか周辺の駐車場の利用状況とか、あるいはあの場所にどういふ事業を建ぺい率・容積率を使ってやればいいのかといふのを、こういう調査費の中でやらせていただきたいといふふうに考えています。

○大石勇委員

空き家対策事業費とありますよね。これが特定空き家で、この中に地区まちづくり協議会支援事業とありますけれども、地区のほうで何か空き家を調査しているところもあるみたいで、それで、これは地域によって今度、特定空き家のやつを4段階に分けましたよね、分けたといふのか、今から話をするのか。そのうちの2番目かな、1番目は不動産屋が入ってできるとか、2番目は地域の人が利用できるとか、3番目はもうだめだよと、壊しちゃえと、4番目はあっても邪魔にならないと、たしかそんな分け方がしてあると思うんですけども、2番目の地域の人が活用できるような、そういった空き家についての何か関連性があるんですか、この地区まちづくり協議会支援事業といふのは、ここに書いてありますけれども。

●林和範都市政策課長

特に今、大坂地区で空き家の調査をしてくれるといふ話でありまして、それぞれ地区で抱えている問題がだんだん出てくると。そうしますと、そこら辺をマネジメント組織とうまく連携して何かするとか、ひどいものは壊しちゃうとかといふことはしていくような形になりますので、基本的には、市が調査したのはデータの調査が中心になっておりまして、実際にその空き家が使われているか使われていないかとか、どの程度といふのはやはり地域の方が一番知っているものですから、そこはやはり地域の方と市も連携しまして、一緒に対策をとっていきたいといふふうに考えております。

○大石勇委員

地区のまちづくり協議会と一緒にやって空き家の調査を進めているとか、そうじゃないわけね。

●林和範都市政策課長

大坂地区は、まち協が自主的に調査を進めていただいております。

あそこは、結構いろいろな様式もつくりまして、かっちりと調査をするんですけども、今、市のほうでお願いしているのは、そこまでいかなかったとしても、できるだけ地元の情報を集めてくださいねといふふうな話は、まち協の連絡会の中ではお話しをさせていただいております。

○大石勇委員

ちょっとそれもちらっと聞いたんですけども、もし自分らが地域のために、まちづくり協議会のためにそれを今後使っていこうとか何かが出たときに、そういったものに対する、ある程度この支援のあれがあるのかなといふのでちょっと自分は勘違いしたんですけども、多分勘違いだと思うんですけども。

●本多弘典都市政策課住宅政策室長兼住まい対策係長

この支援は、具体的にまち協が地元資源になるように何かこれを活用したいといふときに、この専門家集団の中には、建築士もいれば、土地家屋調査士もいるものから、そういった部分でいろいろなアドバイス、そういった支援もさせていただこうといふふうに思っています。

○藤原正光副委員長

すみません、今の大石委員の関連の空き家対策の件ですけれども、新規事業で適正管理マネジメント促進事業委託料ということで、954万円ということになっておりますけれども、この金額で何をどこまでランド・バンクにお願いしたか、教えていただけますか。

●本多弘典都市政策課住宅政策室長兼住まい対策係長

まず、うちのほうで調査した結果の中で、特に緊急輸送路、通学路等で早急に潰すべきであろうという候補が約70あります。あしたにでも潰さなきゃいけないというようなものは10ぐらいなんですけれども、その70の権利者の方に対して、まずは啓発の指導をしていただくということ、そして、意向調査をしていただくということ、そして、緊急に潰さないといけないという10件につきましては、特定空き家の詳細なカルテ、例えばどうして空き家の状況になっているのか、相続の問題であるのか、資金の問題であるのか。例えば相続の問題であれば、それに関して住民票や戸籍謄本をとって、そういった整理をしていただくということです。それと、当然次に解体するのにどのくらいの金額がかかるか、こういったことについても調査をお願いします。

それと、地区まちづくり協議会に対しましては、当然地区の問題になっていきますので、どのくらいの空き家があるのかということで、まち歩きとか、見て歩きをしていただきながら情報をつかんでいただくということ、当然今後、空き家対策のルール、例えば20日間ぐらい施設に入るとか病院に入るといえるときには、組長や組員に言ってくださいとか、こういうことをすれば、今後、実施とかそういうときのあれにもつながってくるだろうという、そういったルールづくりをするという、そして、先ほど委員の中にも質問ありましたが、活用するものに対して具体的にこういった状況のものであれば、こういった活用ができるんだよというような具体的な提案をする、こういったもので約954万円という金額になっております。

○藤原正光副委員長

それでは、解体・撤去工事費の4件というのは、もう既に場所が決まっているということですね。

●本多弘典都市政策課住宅政策室長兼住まい対策係長

はい、決まっています。

○山本裕三委員

関連で、空き家対策は本当にどの地域でも大変な問題になっているので、期待を申し上げるんですが、国の法改正で特定空き家とか、建物が建っていたとしても、それを特定空き家とすれば税率を上げるというふうな感じで法改正がされたんですけれども、そのあたりは掛川市は来年度どういうふうな形で対応していくとか、その辺はどんな状態ですか。

●本多弘典都市政策課住宅政策室長兼住まい対策係長

実は、特措法に基づいて、2年前から住宅政策協議会という協議会を立ち上げております。その協議会の中では、まず特定空き家の候補について、来年度から協議会の委員にどうすべきかという部分については御審議をいただくというふうにはなっていますが、その先、認定したら、その住宅特例を軽減するかということについては、まだ所管の税務との調整もしておりませんので、今後これは議会との御協議もさせていただくような話だと思いますが、うちのほうの住宅政策協議会のところでは、まず候補を挙げて、その状況確認の中でこれはどうすべきかというところまでは来年度進めていこうということになっております。

○山本裕三委員

その後ですね、適用するかにつきましては。

●本多弘典都市政策課住宅政策室長兼住まい対策係長

はい。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

第2款 総務費

第8款 土木費

第11款 災害復旧費

土木課〔説明 13:56～14:12〕 説明：杉山邦雄土木課長

〔質疑 14:12～14:18〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○松浦昌巳委員か

土砂災害ハザードマップについて伺います。

今回のハザードマップは、防災の手引きというか、危機管理課でつくっている、あれとリンクしていることになるんですか。

●松永努都市建設部参事兼事業調整室長

危機管理課で配っております防災ガイドブック、その中にも警戒区域、特別警戒区域というものが載っておりますけれども、今回はそれとはまた、新たに追加する部分について今、地元に入って指定の説明をしております。その説明が済んだら、おおむね次の年にこのハザードマップというものを作成して、個人宛てに配付をすることになっておりますので、新たな追加ということで御理解ください。

はい、やっております。そうですね、今までもやってきて、累積はされていたものがガイドブックには載っているんですけれども、それから新たにまた今度、予算づけして追加していくというものでございます。

●小林隆都市建設部長

このような形で各地区ごと、しっかりした測量をして、この区域がイエローですよ、レッドですよというような形でつくるのがハザードマップです。

○山本裕三委員

ちょっとこの特定の予算の話で少し広い話になるんですけれども、数年前くらいから河川のことは結構いろいろ話が出てくると思っていて、それはそれで市が持っている河川に関しては、本当に予算も入れてくださって、しっかりやっております。また、県河川の整備に関して、以前、私の地域の逆川のところも木を切ってもらったりとか、一旦それはしたんですけれども、たしかそれは県議会の会派で要望した予算で何とかという、そのときは単発であれだったので、その後、県との協議で、これから県河川の、どちらかという改修というほどじゃないんですけれども、例えば伸びた木を何とかしましょうとか、そういう話というのは継続的にされているのかどうかということをお教えください。

●松永努都市建設部参事兼事業調整室長

県の河川の中に生えております立木等につきましては、昨年、維持管理課が管理しています市の河川とあわせて、地域のほうに調査をかけました。その結果をまとめまして、ちょっと遅くなりましたけれども、ことしの1月に県のほうにはまとめたものを全ての位置図をつけまして、伐採をお願いしたいということで要望書を提出させていただいております。そのせいかかどうかはちょっとわかりませんが、最近あちこちの県河川を見ても、草が刈ってあって木が切られていたり、これから切ろうということで印がつけられていたりという状況が見られますので、県のほうもちょっと補正をつけていただいて、真剣に取り組んでいただいているというふうに解釈をしております。

○山本裕三委員

継続して御努力いただいてありがとうございます。地元の方にも、県もそういう形で、そのときか

ら少しずつですがやっていますよということで報告させていただきますので、ありがとうございました。

●小林隆都市建設部長

その要望書は、私が市長の名代という形で土木事務所長のほうにお渡しをしました。そのときに、地元、地域の人たちも前に逆川でやっていただいたように、一緒に協働でできる範囲内は支援をさせていただきます。なおかつ、市としても、なかなか処分の問題があるんですけども、市としても御協力していただきますので、協働の精神に基づいて掛川市はやりますので、ぜひともそのような形の事業配分も含めて、やっていただきたいというような御要望もさせていただきました。

○山本裕三委員

前回、逆川のときも、県の伐採が入るときに、ともにまち協での上で地元の方たちも草刈りをしたということでしたので、また、あの形は今後も続けていけるようにしたいと思います。ありがとうございました。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

(休憩 14:18～14:25)

第8款 土木費

維持管理課 [説明 14:23～14:33] 説明：岩清水武重維持管理課長
[質疑 14:33～14:56]

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いする。

○松浦昌巳委員

的外れだとわかっていますけれども、もし的外れだったらとめてください。

道路標識とか市内のいろいろな看板があるんですけども、維持管理のところで話しますけれども、掛川のマスコットとかキャラクター、「茶のみやきんじろう」とか、地方に行くといろいろその市とか県のマークが張られたりしてPRをしているんですけども、掛川に入ったら、掛川だとわかるような、ああいうキャラクターをいろいろな標識にちょっとポイントで置くとかということをする、掛川に入ったんだという、何か帰ってきた人が懐かしくなるようなとか、そういうちょっとシティプロモーション的な要素もあるんですけども、そういうことがこれからいいのかなと思うんですけども。多分、環境は関係ないと思うんですけども、一応どうでしょうかということで。

●岩清水武重維持管理課長

今の質問に明確に答えることはできませんが、道路標識にマスコット等を貼り付けることが可能かどうかを確認して、それから検討していきたいと思います。

●小林隆都市建設部長

確認前なのではっきりとは言えませんが、イメージ的に標識には文字とか記号が書いてあり、その中へマスコット等のシールを貼り付けることは、多分難しいのではと思われます。しかし、支柱とか、それを支えているものについては可能かなという感覚ですので、改めてシティプロモーションも含めて、検討してみたいと思います。

○藤原正光副委員長

すみません、先ほど剪定のところで保持のやつで使うとかとって、公共のところというような話がちょっとおっしゃったんですけども、道路とかで生い茂ったやつを切って、それを伐採したやつをとって、何かそういうので市のほうで補助金を出したりとかというのは、掛川市にはないですか。

切った、そのかかった費用の 2分の 1を補助するとかというのが、ほかの磐田市とかにはあるみたいなんですけれども、掛川市ではそういうのはやっておられないですか。

●岩清水武重維持管理課長

今現在は、そのような補助制度は掛川市にありません。道路の通行に支障となっている木や枝については、市で業者に委託して対応しているのが現状でございます。

○藤原正光副委員長

なかなか市にお願いしても、やってもらえないというような声をかなり地元のほうで聞いて、自分たちで何かそういうのをやれば補助金が出るのかというようなお話をちょっといただいたものですから。掛川市のほうでは、今、そういうのはないみたいだけどと言ったら、ほかの市ではあるみたいだけれどもというような感じだったんですけれども。

●岩清水武重維持管理課長

例えば、切った木の片づけを市で面倒を見るという等について検討してみます。ただ、お金の補助制度は、現時点ではありません。

●小林隆都市建設部長

関連ですが、例えば家の前にある木が邪魔になり、出入りに困るということで根元から切って、補助金を請求されても困るので、まず相談していただくことが必要かと思えます。全部、地元にお任せして、好きなように切られても困りますから。

少し乱暴な言い方をしましたが、木の樹勢によって民地から道路へ出ているのか、逆に民地へ入り込んでいるのかということも含めて、しっかり調査をしながらその辺を整理していきたいと思えますので、補足させていただきます。

○大石勇委員

例えば自分なら自分の家の屋敷から木が出て道路へ行ったり、邪魔になったりする場合は、何か自治会の中での申し合わせ事項か何かでそういうのを、例えば区長が行って、切ってくださいとか、自分の家ですから、そういったのはありますよね。聞かないですか、自治会の中での申し合わせ事項。

●小林隆都市建設部長

すみません、聞いたことはありません。そういうものがあれば、ぜひ情報提供していただいて、市民参加でいろいろなことを市と協働で実施していただけるということになれば、普及を検討したいと思えます。

○大石勇委員

自治会の方が言いにくいもので、あなたの木が出ていて邪魔になるよという場合は、例えば 1つは、区長がそのお宅へ行って、ここの区の中は申し合わせ事項でこれを切るようになっているから切ってくださいというのは、市のほうに言ったり、切る人が言ったら、これを役員が言うというのは、10年ぐらい前の話だけれども、そういうのはあったと思うよ。ちょっとそれ、確認してもらって、そうすれば。旧の大東はあったね、藤塚なんかあった。それは話したことがあるね、昔。

○小沼秀朗委員長

今の一連の件は、その木の生えている所在、だから、持ち主は誰かとか、そういった地域に迷惑かけているじゃないかとかというところで、例えば切るのは自分たちで切って、片づけはやってもらうとか、もしくは業者に切ってもらったのを幾らか補助が出るようになるのか等、ちょっと協議していただいて、また書面で教えていただければと思えますけれども、よろしいですか。

○藤原正光副委員長

まずは、相談をしてからという話、いつまでかという。

●小林隆都市建設部長

それも含めて一度検討させていただきます。

○大石勇委員

さっき言った剪定枝のコンテナ、あれ、昔は無料だったんだよね。だけれども、いつまでも無料だと市のほうが大変だからといって、七、八年前に初めの1杯は幾らで、次が幾らで、幾らでとやってきたから、最近では自治会のほうは、初めの3杯ぐらいでやめるかということで、割合少なくなったんだけど、あれはもともとで言えば、自分の屋敷から道路に出たら邪魔になるやつを切つてという目的があったんだよね。だから、そういったことをやはり自治会の中で生かしていけば、あなたの家の木を切つてよ、そのかわりあそこにコンテナが支度してあるから、あの中に入れてねというような指導もできるという、もともとはそうだったと思うんだけど。生かしてください、そういうのがありますので。

○小沼秀朗委員長

駅の南の久保という地名のところに遠江塚というのがあったんですね、徳川三代目将軍が若くして自害したのを祭ってあるんですけれども、そこがもう公園になっていたんですけれども、うっそうとしてしまっていて、近所の人から、とにかく木を切つてほしいと、道路まで出ちゃっている。持ち主が新明町にあるお寺で、私もちょっとお寺のほうに行きましたけれども、結局、景色が変わるぐらい全部切っちゃってくれたんですけれども、こんなに切つていいのかなというぐらい切つてくれたんですけれども、そういうときに片づけのほうは市がやってくれますよとか、何かそういうもののわかりやすいものがあれば、何かもうちょっと話が上手に進んだかなと今ちょっと振り返っているんですけれども。今、皆さんの、例えば旧大東のときにあったももが生きているか生きていないかとか、そういったこともわかりやすくまとめていただいて、発表していただければと思います。

●岩清水武重維持管理課長

わかりました。勉強させていただいて、よく検討して回答いたします。

●伊村義孝副市長

一般質問で鷺山委員のほうから、菊水の滝とか松葉の滝の話も出ましたけれども、そういうときも、地元の人たちと市役所が協働するというのを市長が繰り返し答弁していましたが、これからそういう精神でやっていくとなると、今、小林部長が申し上げたように、やはりいろいろなパターンを考える中で市役所としてやれることをやっていくと、それで、やはりいい環境をつくっていくということで、どうしても都市建設部の話になると、どちらかというと、市役所のやるべきことと民間と分けていくとか今まで多かったですけれども、これからは協働というのでお互いに協力してよくしましようという話がいいのではないかなと思っていますので、市長が申し上げたように、そういう答弁をした、その精神でこれからはいくということを前提に、どういう整理ができるかというのをちょっと都市建設部のほうで検討してもらいます。

○鷺山喜久委員

話が出たついでですが、街路樹とかが伸びちゃって信号が見にくいとか、例えば右折しようとしていても、右から来る車が見えにくいとか、自治会で枝を切りたいんだけど、切つても、今度は運搬して小関砂利のところかな、持っていくと有料になっちゃう訳ですね。そうすると、区のお金がたくさん豊富にあるところはいいかもしらんけれども、ぎりぎりみたいな小さい区だと、お金は正直ないですね。そういうお金を払うとなるとどうにもならないので、気持ちは切りたいんだけど、後のお金を考えるとなかなかできない。川なんかもそうですね。変な木が伸びちゃって、土手なんかで。そういった点でも、そういう意味では大いに行政と地区と話をしてやっていこうということがある訳ですが、どうも話を聞いていても、きのうの話ではないですけど、まじめにとれば非常にいいことですが、何となくやらされているとか、負担とか、そこらをお互い信用して信頼してやっていけばいいんですが、十人十色じゃなくて、一人十色の時代なものだから、非常に難しいという形です。

私が一番言いたいのは、よく話し合いを膝を交えてやってくださいということです。率直にお互い話し合つてやってくださいということが一番大事なことじゃないかなと。とにかくいろいろな人がいるから、そこは十分心して掛かってくださいということです。

○窪野愛子委員

予算説明書31ページの上段にあります 4のところの堆砂垣のことなんですけれども、去年の議会報告会のときに地元の方から、堆砂垣の作業がとても大変だというようなお話があったんですけれども、ここに地元海岸防災林の組合があるということなんですけれども、ちょっとこのことについて御説明をお願いいたします。

●西郷和寿維持管理課公園緑化係長

堆砂垣の施工につきましては、掛川市海岸防災林保護組合が海岸線沿い12地区の自治会で組織されておりまして、地域の方々に構成されており平成29年度の実績を申しますと 835人が11月18日から26日の土・日で堆砂垣を施工しているという形になっておりまして、掛川市はその組合に対して業務委託をさせていただいた中で、地域の活動も含めて施工をしていただいていると、今そのような状況でございます。

○窪野愛子委員

やっぱりどこもそうなんですけれども、世代交代がうまくいなくて後継者不足というか、そこなんかはどうなんですかね。地元の若い人たちもかかわってくださっているんですか。いかがですか。

●西郷和寿維持管理課公園緑化係長

現場の状況を申しますと、例えば地域で千浜東区さんにつきましては、全戸の参加で、相当大勢な人数で対応していただいている状況もあれば、そのほかの地域で、区長さんをはじめとした地区の役員さん、少人数でやっていただいているというような地域もたくさんある訳で、地域の考え方とか歴史もありまして、その様なばらつきが今は出ていて、中にはなかなか大変だよというようなこともある訳ですが、委託料というものもありまして、それが地域の財源になったりとかいうような部分もあるものですから、何とか続けていただいているというような状況でございます。

○窪野愛子委員

山と海の交流ということで、以前倉真のほうの粗朶ですが、ちょっとよくわからないんですけれども、それを運んで、それを利用しての交流は今も続いていらっしゃるのですか。

●西郷和寿維持管理課公園緑化係長

粗朶の供給につきましては、本年度は浜川新田、三俣、中新井、雨垂区で利用があり、4地区が倉真の、もとはまちづくり委員会の組織の中で支度をしていただいていたというようなこともあります。けれども、逆に倉真のほうも高齢化というようなことで、なかなか苦勞されているということも聞いておりまして、時ノ寿の森クラブの援助を受けたりとかいうようなことも今始まっているようでして、そのような地域活動の受け皿も課題となっているようです。

○山本裕三委員

先ほどから公園の樹木の話とかもいろいろ出ていると思うんですけれども、公共施設マネジメントの一環といえば一環なんですけれども、公園の将来的なあり方というか、数も数で住宅団地が増えれば増えるほど、また1個公園をもらってみたいな感じで、どんどん増えちゃっているものですから、そういうところの将来的なあり方というか、そういうところの検討しているのは、今されているんですかね。

●岩清水武重維持管理課長

今現在はされておりません。

ただ、公園については防災的なものが大きなウエイトに、最終的にはなると思いますので、ただつぶして何かということは、今のところは考えておりません。

●小林隆都市建設部長

マネジメントでいくと、たくさん増えればその管理ということで、考え方も整理をしなければいかん。施設的には用地、空間はやっぱり必要だと思います。今、何が問題かということ、そのものをい

かに管理していくかということだと思うんですね。緑化の、木を植えてそれを、木はそのまま成長しますので、その緑化管理ということもあって、使うのは地元ですので、さっきの協働の話じゃありませんけれども、役所も当然かわかりますけれども、地域の人たちにそこへかかわってもらって、学習も含めて、お子さんも含めて、そういうような緑化管理も含めて公園管理ということをやっているような仕組みづくりができればいいかなと思いますので、そういうことを含めて今後検討をしていければと思います。

○山本裕三委員

先ほど、委員からもやっぱり公園を地域としても、地域の公園をどうしていこうかという話を、一度どこかのタイミングで多分やっぱりしたほうがいいのかなというのは、非常に公園のことを相談されるんですけども、とは言っても地域で管理しているものだしあれだけど、いろいろ多分、今地域の公園に関して皆さん思っていることはすごくある。ただ、木をどうするかを含めてですけども、一度どこかで長期的な視点に立って、今後公園をどうしていくかというのはどこかで話す機会があると非常にありがたいなと。なかなかお忙しいので、これだけの数があるので、なかなかね。どこかで多分話したほうがいいのかなとは、個人的には思います。

●伊村義孝副市長

私が住んでいる旭ヶ丘は大きな公園が3つあるんですけども、自治会の中の花の会とか、そういうところが管理をしてくれて、それで、公園で落ちた落ち葉とか剪定枝なんかをちゃんと自分たちで堆肥にして、それをまた公園の畑に戻して、また花の会の人たちは、種から四季の花を、苗をつくって公園にもやるし希望する家庭にも配って、結構うまくいっています。いっているんですけども、じゃ、そこも若い人が入ってずっとこの先も続くかなと思うと、やっぱり本当に頑張っている人がだんだん古くなってきたものですから、本当にこの先続くかどうかわからない状況ですけども、ただその仕組みは、視察をしていただいてもいいような仕組みだと思います。

以前、環境を考える市民の集いのときに、学習センターに集まった人達のうちで希望者を、旭ヶ丘をそういうふうにガイドして回ることもやって、要所要所でこういうふうにしていきます、という取り組みを御説明したときもあったんですけども、今のうちならまだモデルになると思います。

○山本裕三委員

本当に、行政がどう管理するかと同じで、今おっしゃってくださったとおり、地域の意識というか、地域の公園なんだよというのを再度地域の方達にも意識づけをもう一回してもらわないと、どんどん今、地域の方が公園から気持ちがどんどん離れちゃっているものですから、いやいや、これは地域で管理する地域の公園ですよというのは若い人たちも含めてなので、要望ばかり来るんですけども、いや、それって自分たちでやることじゃないのというのも結構あるものですから、そこら辺も含めて、ちょっと双方、どこかで話す機会を。

○小沼秀朗委員長

堆砂垣の件ですけども、12地区で835人が構成員ということでしたけれども、そのうちの中の少数の方が作業していると。それが、その団体に組合に対して1,280万円を委託しているということなんですけども、材料費とかそういうものは全て込みなんですか。

●西郷和寿維持管理課公園緑化係長

この委託費につきましては、組合としての収入になっておりますので、それには材料費が含まれているということでございます。

○小沼秀朗委員長

年に何回ぐらいそれを。1回ぐらいじゃないですか。1回だけ。わかりました。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

第4款 衛生費

下水整備課〔説明 14:56～15:02〕 説明：塚本明宏下水整備課長
〔質疑 15:02～15:10〕

○小沼秀朗委員長
質疑をお願いします。

○山本裕三委員

勉強不足で申しわけないんですけども、34ページの葛ヶ丘だけ分かれている経緯が、ちょっと私は知らなくて、もしよかったら教えてもらっていいですか。この汚水処理所が分かれています。そこだけ独立しているということでしょうか。

●塚本明宏下水整備課長

コミュニティプラントの管理費は、葛ヶ丘団地と旭ヶ丘団地とあと大坪台団地、それぞれ予算の細々目で分かれています。今回一番大きい葛ヶ丘団地の、内容的には同じことですので、ここには葛ヶ丘団地だけ掲載をさせていただいております。

○山本裕三委員

団地をつくる時に独立してつくったということだったのかな。すいません、そこら辺からわからない。

●塚本明宏下水整備課長

申しわけありません。この葛ヶ丘団地をつくる時に、開発の事業として集合処理をするということで、言ってみると公共下水道や農業集落排水と同じものになります。各家庭から出された排水が1カ所に集まって、そこで集合処理をしています。そういった団地単位で造られたものをコミュニティプラントという呼び方をしております。

それから、このコミュニティプラントの葛ヶ丘団地と旭ヶ丘団地、それから大坪台団地もそうなんです。いずれは公共下水道のほうへ取り込んでいく計画であり、今の生活排水処理実施計画の事業内容になっております。

○鷺山喜久委員

全部で2つありますが、1つは34ページの一番上の2の、ここで組合負担金が167万7,000円増えているわけですが、その理由が分担金比率増に伴う増額ということで、分担金比率が上がったわけですが、どうして上がったのか。4市あって掛川だけそうなっちゃったのか、各4市とも負担金が増えているのか。その点はどうなっているんですか。

●塚本明宏下水整備課長

掛川市の前々年度の汚泥の持ち込み量の実績で負担金が決まってきます。それで、平成28年度に掛川市が東遠へ持ち込んだ量とその前の年とマイナス3立米ということですので、ほぼイコールでした。

その一方、ほかの市町ですが、御前崎市はマイナス250立米、菊川市はマイナス752立米、牧之原市はマイナス217立米と、各市軒並み減っております。掛川市だけ変わらなかったということで、全体をまた比率で按分して、その割合で負担金が決まってくるので、掛川市の量はプラスマイナス、量はゼロなんです。比率としては上がってしまったという結果になっております。

●伊村義孝副市長

御前崎は何で減ったんだろう。菊川なんかも減少しているが原因は。

●塚本明宏下水整備課長

菊川市、御前崎市は公共下水道が進んでいますので、それで減ったと思われます。牧之原市が何でこれだけ減ったのかはわかりません。

○鷺山喜久委員

これは減ったほうがいいでしょうけれども、なかなか難しいところがあると思うんですけども、それとは全然別に、あそこ、原発の隣ですよ。万が一、今原発はとまっていますからあれですが、万が一何かあったとき、あそこへ近づけないというような、そういう何か想定をされたことはあるんですか。ないならないでいいですけども、関係ない、このものには関係ございませんから。

●塚本明宏下水整備課長

すいません。私がことし 2 回ほどお邪魔して、議会の傍聴させていただいていますが、課長会議でも議会でもそういった話は特に出ていませんので、はっきり言ってそこら辺の危機管理うんぬんは、すいません、把握しておりません。

○小沼秀朗委員長

私、昨年までその広域組合議員でしたものですから、御前崎の阿南議員は、とにかく、防潮堤を川のほうにも造るようと、原発だけじゃなくて、川のほうにもつくって津波対策をしてくださいというのを言っていましたけれども。

●塚本明宏下水整備課長

津波対策は話題が出ておまして、それこそ阿南議員が去年かその前ぐらいに地元の意見書を持ってきて、それで津波になったときに、中のものが周りに流出しちゃうんじゃないかと、そういう心配を地元の方がされていたということで、それに対しての東遠広域組合としてどういう対策をするかという回答がありました。

それは、基本的に津波が来ても被害はないこと。ただ、1階の電気室だけ、万が一浸水したときに困るということで、そこだけ水が入らないような対策を考えるということでした。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

[委員間討議 15:10~15:35]

○小沼秀朗委員長

委員間討議を行う。

○藤原正光副委員長

先ほどの商工業振興管理費のお茶の消費拡大のところ、東北のほうは切り口として販路拡大というのをやっているの、僕はすごくいいなというのを言わせてもらったんですけども、委員長が都会のほうへ、東京のほうへ、距離的にも人数的にも攻めたほうがいいんじゃないかと言ったんですけども、やっぱり都会の方に浸透させるというのはなかなか僕は難しいのかなというの、僕はすごく思って、やはり東北の方とか、そっちのほうの方が何かうまくいけば浸透率が高いのではないかなという気がしたものですから、かなり都会を攻めるというのは難しいんじゃないかなというか、これは成功すればもちろん効果はかなり大きいと思うんですけども、着実に行くんだしたら、僕は東北へ攻めたほうがいいかなというように思いました。

先ほどのお茶の消費拡大のところ。私は東北への事業拡大はいいなと思うんですが、委員長は都会を攻めたほうがいいよと言ったんですけども、なかなか都会へ攻めても効果がなかなか難しいんじゃないかということで、僕は効果が少なくても着実に攻めるんだしたら東北へ行ったほうがいいのかというような話。

○小沼秀朗委員長

私は数字を見ますと、消費を考えますと、効果が出るのはやっぱり東京、大阪、そういった都市圏だと思っています。効果が、意味があって東北のほうに、寿命のことも考えたり、健康面から考えると非常に意味はありますけれども、数字的にその後の効果というのが、やっぱり私の考えでは、そういった人口の多いところにやったほうが、同じ時間で同じ効果、長い期間を考えてもそっちのほうが数字は出るかなと思っています。

○藤原正光副委員長

人口もかなり、いろんな方がいるじゃないですか、都会の方。いろんな層もあって、かなり攻めるのも難しいんじゃないかなと。また人の入れかわりもかなり激しいでしょうし、なかなか浸透というところだと思うような効果は、より出ないなというようなイメージは、イメージですけども、あります。

○小沼秀朗委員長

当然全くそちら、東北地方とかをゼロにするわけじゃなくて、併用してやっていったほうが良いということで述べさせてもらいました。それからやっぱり、対象の方が多いところでPRするというのがやっぱり効果が出るのかなというふうに思っております。

○山本裕三委員

これから新幹線30周年ということで、これから講演会だったりとかいろいろあるんですけども、やっぱりこの新幹線の交通網というか、そこを生かしたそういう販売セールスというのがやっぱりあるのかなと。これはセールスとして、なおかつ観光も売って、そうすると来ようかなという副次的効果も得られるかなと。あと東京とか大阪とか、そういうところもあるんですけども、東京といっても、東京の中にもいろんな区があって、その地域別にも、渋谷区だったら難しいけれども、葛飾区だったらもう少し地域関係も強いから、ちょっと回ってみようかと。東京の中でも別にまたそれぞれ各地域の特性があると思うので、東京を一くくりというよりは、東京の中でどう戦略を立てるかというのは今後考えれば良いとは思いますが、だから、東京だから難しいよイコール都会だから難しいよ、レッドオーシャンだよという議論はちょっと違うのかなと私は思います。やり方はあるんじゃないか。別に東北に行くのも、強いつながりをつくるのもいいんですけども、と、私は意見として委員間討議でするので意見を言わせていただきました。

○藤原正光副委員長

静岡空港を使って、新幹線沿っていうのももちろんわかるんですけども、東北新幹線もありますし、かなり距離とかいう問題じゃなくて、攻める地域としてはいい効果があるかなというのと、もう一つは渋谷と今出たんですけども、松浦委員と渋谷区民の、渋谷の区長ともちょっとお話をさせてもらったんですけども、東京という一くくりじゃなくて、やっぱり渋谷とか一つ一つの地区とのかかわりというのは、すごくいい攻め方かなとは思っています。渋谷の方も、かなり東京の中で若者を使って今物すごくいろんな活動をやっているということですから、そういうのをうまく使っていけば非常にいいかなというふうに思います。

○山本裕三委員

やっぱり限られた人材の中で、限られた資源、お金の中でやっていくというので、やっぱり選択と集中ということで、ある程度やっぱり東京の中でもどこかの地域と連携してやりましょうと。だから、毎週毎週違うところで販売を、売り歩きをしてもやっぱり固定客がつかないかもしれないけれども、やっぱりある程度特定した自治体とかとちゃんと地域間交流をして販売実績をつくっていく。毎年そのイベントには掛川市が出てくるねとか、そういうつながり方をしていけば、私は東京とか大阪とか、そういう大都市圏でも有利には立てるんじゃないかなというふうに思います。

だから、都会っぽくつき合うんじゃないかと、都会だけれども、ちゃんと密接にポイントを絞って投資していくというのはありかなというふうには思います。

○松浦昌巳委員

お茶を専業でやっている農家で、すごく大きく大規模にやっている方は、大きな工場へ持って行って大きな販売があって農協とか茶商が買ってもらうって、そういう販売ルートに乗っているんですけども、実は今問題というかテーマになっているリーフ茶、いいお茶を飲んでもらうには、上手に売っている人はやっぱり個人の小さな農家なんですけれども、ちょっと1町歩くらいの面積で、自分でお茶を自分で、自分のお茶を自信を持って売りに歩いている方がいるんですよ、行商で。その方は、やっぱり自分がこういう思いでつくって飲んでもらいたいんだと、こういう思いで飲んでもらいたいんだというのを伝えながら売っているんですけども、物すごく売れるんですよ。もう1年分のお茶が秋ぐらいになくなっちゃうくらい。なので、結局お茶のよしあしっていうのはもちろん味があるんですけども、その人の思いもあるので、東北でも東京でも同じなんですけれども、もっと今、農協

との接点がこれから増えるということで、最初にお話を伺ったんですけれども、農家が動けるような、農家の思いが伝わるような販売の方法というのは、東京でも東北でもそれは同じかなと思うので、もっと引っ張り出して、農家って余り出たがらないんですけれども、それも一つの方法かなと思いますので、農家を引っ張り出してください。

○山本裕三委員

いろんなチャンネルを、行政が相談を受けたときに、いいじゃない、あそこのあの祭り、あそこに行ったらどうですかというような道をいろいろ準備、全部行政が行けるわけではないので、おっしゃるとおり売りたいよ、やりたいよという人が、何か相談に来たときに、じゃ、あそこへ行ったら、あそこの区に相談していったらどうか、そんな流れができると自発的に。

○松浦昌巳委員

今、けつトラ市ってあるじゃないですか。けつトラ市が全国に広がっているの、全国のけつトラ市へ行っているんですよ。そういうやり方でかなり評判がいいです。

○藤原正光副委員長

松浦委員、さっきの話、渋谷で長谷部さんでしたっけ、区长、掛川と一緒に何かやりたいと言っていたので、どうですか、お茶を。

○窪野愛子委員

これ、予算がちょっと減ったのはどうしてですかね。34万 5,000円。ちょっとだけだけれども。どんどん増えていくならいけれども、大体现状維持より下がっちゃっている。費用が、そのひろめ隊の予算が。

●後藤直巳お茶振興課参事兼緑茶効能研究担当専門官

予算が減ったということですがけれども、それは今までやってきて、印刷費とかそういう必要経費でちょっと余分なものがあつたものですから、そちらは削らせていただきました。それで、あとやはりどうしても必要な相手先のところへ行って回るレンタカー代とか、あとそういう啓発に使うお茶の費用とか、そういうものはきちんとつけさせていただいています。

○窪野愛子委員

だから私は、もっと東京ももちろんそうなんですけれども、東北とかそっちのほうに行ったときに、出てくるお茶というのは本当に情けないようなお茶……情けないと言ったら申しわけないけれども、ということで、まだまだそちらのほうには本当においしい深蒸し茶がいただけていないんだなということも思ったりするものですから、それとマージンとしては薄いかもしれないんですけれども、健康を掛川茶が売りでもあるので、まずはそこをたたいていくというの必要な。東京の人たちも結構お茶屋が掛川からもお茶を例えば、ヤマケイなんか兄弟の人がそこで大きくお茶をやっていたりしてそこに出しているし、千葉とかもいろいろやっていますし、結構広めていることも伺っています。いつでしたか、ためしてガッテン、今ガッテンですか、のときに、新幹線で来て、買ってすぐそのまま帰るとかっていうふうに東京圏もしているものですから、そこももちろんまだまだ開拓の余地はあるんですけれども、東北にもぜひもう少し予算をとって力を入れてほしいなと思っていましたけれども。

○山本裕三委員

あと、産業立地奨励事業補助金、企業誘致の件なんですけれども、これは私、五、六年かれこれずっと聞いていてあれなんですけれども、大きい会社もすごく大事なんですけれども、起業支援、建てるほうの、つくるほうの起業支援も大事なんですけれども、ちっちゃな会社でも地方でのびのびやりたいよという会社を誘致するような、やっぱりこういう企業誘致予算というのは、私は必要だなというふうには思っているんですけれども、ちょっとその点、皆さんの御意見を聞きたいなというのと、もし討議ができればと思って、ちょっとテーマとして出させていただきます。例えばですけれども、IT企業とかそんな。

○藤原正光副委員長

この間の補正予算とか、その前の決算のときもそうですけれども、かなり条件が高い。5,000万円というのは多分中小企業ではなかなかこれに当てはまるところが少ないんじゃないかというのは思って、自分が会社をやっているんですけども、なかなか掛川に入ってきて、この事業を使って、補助を使って、掛川で会社を起こそうなんていうのはなかなか起こらないんじゃないかと思っているんですけども、今、山本委員が言った、例えばIT企業なんかも事務所があれば多分できちゃうようなところって、そんなにかからないと思うんですけども。なので、かなりそういうITとか、どういう業種の方がこういうのを使われるのかちょっとわからないんですけども、特にITなんかも事務所だけとか、製造業でいけば、機械とかそんな大きいものが結構あるんですけども、ITなんて言われたら、とにかくパソコンと机が例えばあればいいとかっていうと、余計もつと、最初の投資の額が少ないものですから、この5,000万円を使ってここの掛川にというのはかなり違うんじゃないかなというふうに、僕も山本委員と同じ意見ですけども・・・あれば、かなり少しITとか、どういった企業を目標にしてこの補助金をつくっているかというのが、そこがわからないんですけども。ITにはちょっと向いていないのかなと僕も思います。

○松浦昌巳委員

よく市民活動なんかでも、自分でやりたい活動なんかを申請をして、プレゼンをやってお金をとる助成金制度があるんですけども、企業も小さなところはそういうのでいいんじゃないですか。手挙げ方式の助成金制度みたいなもの。自分でこういう活動をやって、市にどういうメリットがあるんだよというのをプレゼンしてもらって、それに対して評価員が評価して助成金を出すみたいなこと、そういうシステムができるといいんじゃないですか。

○小沼秀朗委員長

例えば企業誘致は大きなこういうものをやっていますけれども、掛川と浜松は特に力を入れているかなと思うんですけども、目に見えて建物の固定資産税がとれたり法人税がとれたりというので、かけた分だけ返ってくるのが見えているのでこういうのがあると思うんですが、仮にITが来たときに、市に何が、お幾らプラスになるか。そういうところがあって、だからこれだけまずお助け、来るときにしますよと。そこら辺が見えていればそういう話になると思うんですけども、そこら辺が小さいところ。

○山本裕三委員

やっぱり撤退のリスクも非常に大きいというのもあったりとか、あとの回収というところもあると思うんですけども、やっぱり今、例えば若い女性が出ていってしまうのとかって、結構どちらかというところ、そういう女性が事務職で働く職場が余りないとか、そういうところもあったりもするものですから、人口減少対策っていうところの仕事の多様性というところでもいいのかなとは思いますが。ただ、委員長がおっしゃるとおり、やっぱりリスクはあるでしょう。あとそれだけ税収がちゃんとはね返ってきて、あとでとんとんになるかと。そういうところは課題としてはあると思います。ただ、そこら辺をわかった上で、やるかどうかということかなと。それはおっしゃるとおりです。

○藤原正光副委員長

山本委員、前にパソコン作業を川辺で足につかりながら何かこうっていう、そこでそういう写真を見たIT企業がどんどんそこで事務所をつくったら、今度はその方と一緒にデザイナーがその事務所と一緒に仕事がやりたいと言って、どんどんそこへ集まってくるという、そういう話も前あったものですから、返ってくるだけじゃなくて、企業が来ればそれに携わってくるほかの企業も考えれば、かなり効果は大きいんじゃないかなと思いますけれども。

○窪野愛子委員

すいません。同じ企業誘致のことで、ちょっと私もまだまだ勉強が足りないですけども、例えば新エコポリスの1期とか、新しいところでは、物流産業が多いわけですね。そういうものっていうのは今、時代の流れで掛川はいつも言われるように、東名やそういう道路網が整備されているんですけども、人的なものはどうなのでしょうね。そこに雇用を生むというので考えると、物流はちょっとその辺がよくわからないんですけども、その辺。

○小沼秀朗委員長

雇用はちょっと普通のラインと比べたら少ないですけども。ただプラスにはなるとは思います。

○鷺山喜久委員

物流というと、倉庫があってトラックがあって、近くに港があったり飛行場があったりを想像されていると思います。だけど今、大きい倉庫の中で1階があったり2階があったり3階、物すごい女の人が働いているようなものもあるわけですよ。それは何も、とんでもないほうから来るわけじゃない。子育て最中の人もあるし、ベテランの人もあるし。だけど、その女の人でないとできないというような会社があるわけじゃないですか。その会社がその物流倉庫を利用したりしてやっている企業もあるわけですね。今、いろんなことを話しているけれども、我々はやっぱりこの市民が豊かさ、これから生きていく中で豊かさ、これを感じて、そういったところで働いて給料をもらおうと。安心して子育てができる。そういう豊かさの実感が伴って、そして将来も持続可能なまちになっていくと。今、やたら人口が減っちゃう、減っちゃうと大騒ぎしているけれども、そこ、大騒ぎするのも大事だけれども、子供、人口が減るだけじゃなくて、それが減っちゃうといろいろなことが低下しちゃうわけですね。そういったことを大きい視野でもっと考えて、どうしていったらいいかということを考えるべきじゃないかなと。

朝 6時か 5時半ごろ、チャンネルは忘れたけれども、日本のチカラというのをテレビでやっていますよ。政府の何か支援がある。いろんなまちでいろんな画面が出ます。そこで働いている中小企業、えらい生き生きして働いているわけだよ。そういうのを、またいいところしか出ないものであれだけれども、参考にはなるよ。私は朝 6時半からラジオ体操に行くだけれども、ラジオ体操をやめてまでもそれを見たいときがあるもの。それくらいいい番組。1回、ぜひ見てもらいたい。もっと勉強になるよ。そういうこと。

○小沼秀朗委員長

きょうはちょっと意見が割れているのかなと思ったのが1点あるんですけども、道の駅のところなんですけれども、見直しで、一方では儲かっているので市がもらえるような仕組みをつくる。一方では頑張ってる儲かっているんだから、それは認めて、やたらそこを削る、つつかなくていいという、しなくてもいいじゃないかというので、ちょっと意見が割れているのかなと思うんですけども、例えばお城のそばにこだわりっぱがあります。ああいうところも家賃をもらって、その人たちが努力してやっているんですけども、そういうところと余り差がない、整合性を持った、ちゃんと説明できるふうにしなごら、家賃とか委託料、そこら辺は話し合いを持っていかないといけないかなと思ったんですけども、なにかありましたら。

○山本裕三委員

私も委員長がおっしゃったとおり、周りとの整合性を持っていかないと、でないとこれから説明がつかなくなってしまうので、やっぱりある程度整合性は持たせるべきだと思います。ただ、やっぱり頑張った分を、頑張ったのにといいところがあるので、そこはうまく言いつつになると思うんですけども、やっぱりある程度は整合性を持たせたほうがいいのかというところは思います。

○小沼秀朗委員長 委員間討議を、終了する。

〔討 論〕 なし 15:36

〔採 決〕 15:37

議案第1号 平成30年度掛川市一般会計予算については

全会一致にて原案とおり可決

②議案第6号 平成30年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算について

産業労働政策課〔説明 15:37～15:40〕 説明：戸塚美樹産業労働政策課長
〔質疑 15:40～15:47〕

○小沼秀朗委員長
質疑をお願いします。

○山本裕三委員
ほのぼののパスのエレベーター建設工事というのは、もうこれで全部完了するということなんですか、この額で。

●戸塚美樹産業労働政策課長
本年度、今御説明をしたように、実施設計の委託料と工事管理委託料、それから建設工事費ということで、それぞれ計上させていただいておりますので、これで一応工事が完了するという予算を計上しております。

○山本裕三委員
委員長もおっしゃった浸水する場所だっというお話が、浸水をよくするので、やっぱりそこら辺の浸水の心配があるんですけども、その辺の対策というのは。

●戸塚美樹産業労働政策課長
確かに、去年もゲリラ豪雨で浸水をいたしました。あそこが数時間通行どめになるというような事態がございました。今回の当初予算では、その辺の特にゲリラ豪雨に対する対策費用については計上しておりませんが、現在、文化シャッターが掛川市内にもあるんですけども、そちらのほうから急激な雨、ゲリラ豪雨の対策のものを、そこでいろいろやっているという中で、本来だったら急に雨が降ってきたときに、土のうを積んだりというところを、パネルをぱっぱっぱっつけてつけるような、そういったものもあるということを知っておりまして、今その辺を、お金が幾らかかるかわからないし、実際にあそこにつけて対応がとれるかということも含めて、今協議を進めているところです。

○窪野愛子委員
同じ 4 ページですけども、諸収入の中に駅広場営業車占用料ということで61万 9,000円、これの積算根拠というか、これはどういうところからこの金額が出ているんですか。

●山田光宏産業労働政策課中心市街地活性化推進室長
こちらのほうですけども、タクシー会社のほうに占用許可を与えておりまして、それぞれのタクシー会社のほうから収入するものでございます。

●戸塚美樹産業労働政策課長
バスについては区画で使用料を決めております。1区画当たり月額使用料として800円ということでございます。それからタクシーについては1区画当たり年額の使用料として2万1,250円を使用料としていただいております。各社所有している区画数は、借りる区画数はそれぞれまちまちでございます。

○窪野愛子委員
この今言った金額というのは、ここはずっと変わっていないんですか。これは全然そのまま見直されていないとか、それはそのまま。私も以前にいただいた決算を見たときに、ちょっと割と同じだったなと思ったものですから、こういうの、見直していいというのはないんですか。

●戸塚美樹産業労働政策課長
すいません。ここ数年においてはこの使用料については同じ金額をいただいているということでもあります。

●伊村義孝副市長

これまでの市役所のいろんな料金の見直しとかがあっていうのを見てみると、やはりまずは物価が上がったとか、そういうふうにしてインフレになったとかということではやっているんですけども、もう本当に失われた20年ということで、この間どちらかといえばインフレよりもデフレなものですから、これではないんですけども、ちょっと下げる見直しをしてくれという話も以前あった話もあります。本当です、これは。と言いますのは、売り上げも伸びないとかして、なものですから、適正、見直しをして大丈夫だったかということはまだやっていないんですけども、しかし今の状況を見ると、公共的なものを全部見て値上げというのはなかなか厳しいものがあると思います。やっぱり所得が伸びるとか、そういう状況にあって、それから公共料金とか、こういう公共的な貸し出しの費用というのは出てくると思いますので、少なくともずっとデフレ傾向で、まだ2%成長もできずにデフレだということで、もうゼロ金利でやっている時代ですから、そのときに見直しをして上げるというのはなかなか理解が得られないと思います。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕 なし 15:47

〔採 決〕 15:48

議案第6号 平成30年度掛川駅周辺施設管理特別会計予算については

全会一致にて原案とおり可決

③議案第16号 掛川市協働による中小企業振興基本条例の制定について

産業労働政策課〔説明 15:48～15:55〕 説明：戸塚美樹産業労働政策課長
〔質疑 15:55～16:11〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○山本裕三委員

以前、全協でもお話をいただいたと思うんですけども、この条例をつくっていく上で、この前もメンバーが後ろにぱっと書いてあったと思うんですけども、どういう経緯で議論がなされているかというところだけ、再度確認してもよろしいでしょうか。

●戸塚美樹産業労働政策課長

今、委員のお話にありました全員協議会、11月13日に報告をさせていただいておりますけれども、そのときは骨子案をつくりましたということで報告をいたしました。この骨子案作成までの経過なんですけれども、まずは中小企業振興懇話会という懇話会を組織しました。メンバーは商工会議所の会頭にこの会長となっただきまして、大東・大須賀の商工会のそれぞれ会長、金融機関、掛信と静銀の2社から県の中小企業団体中央会の所長様、それから中東遠タスクフォースセンターの理事長、それから中小企業の代表者4事業所、4人の方、それから消費者の代表として消費者協会から1名というようなことで、14人のメンバーでこの懇話会を組織いたしまして、8月2日に第1回を開催して、そのときには中小企業の抱える問題、課題等を出していただいた中で、そこから骨子の作成がスタートしております。それで第2回目を8月30日、3回目を9月29日、4回目を10月24日ということで、4回まで開催いたしまして骨子案を作成して、全員協議会のほうに報告をさせていただいたというような、そういった経緯になります。

○松浦昌巳委員

先ほど、副市長の説明もありましたので、おおむねは行政側の意向もわかりますけれども、鈴木議員の話が会派にもありまして、会派で一応少し話し合いをした中で、今回のここで議論をしてもらおうということになっていますので、ぜひこの後もよろしくお願ひしたいと思います。

鈴木議員の前の質問にもあったんですけども、産学金民公官市という言葉自体が一般的ではないのではないかと。先ほど、もう前から出ているということでしたので、言葉自体はあったと思うんですけども、例えば市民の方がこの文字を見たときに、例えばほかの場所で見える機会があるのか、ホームページであるとか、これを説明した文章がどこかに、一般的に目に触れるところにあるとかということはあるんでしょうか。

●伊村義孝副市長

そんなにたくさんないと思います。総合計画に出ていたりとかなんですけれども、しかしどういうものも全てわかりがいいのではなくて、やっぱり、あ、これは何というのも大事なことだと思います。この、全然話が変わっちゃいますけれども、よく榛村さんは、あれは何だ効果とよく言いました。本会議場の上のかぶとも、この前を通ると、あれ、何だいなというのでみんなが注目するというのもあって、やっぱり今回見ていただいて、中小企業の振興条例を読んでいくと、変な言葉だねと言えどずっとほかも気がつくところもあって、それでしかも産学官だなんていうのは、もう昔からずっと使っていたわけですよ。

それで、何で例えば金を入れたかという、産業の中に金融を入れちゃうと、もう金融が持っているネットワークとか情報が出てこないという、そういう一つ一つの定義もあって、できるだけかかわってもらい人も分けようということで、市役所の中で議論をしてやって、総合計画のときにつくりました。そういう御説明も当時はしているわけですけども、同様に、官というと国も県も市もあるわけですけども、そうすると国と県と市が市のものをやるときに同じ立場になっちゃまずいんじゃないかと。だから、国と県は1つの塊にして市は別に出そうとか、そういう意味合いもあるものですから、余り、つくった言葉なものですからまだ知られていないかもしれませんが、一つ一つそういうことを説明しながら、みんなに興味を持ってもらうということも大事で、わかりやすいも大事なんですけれども、ここは中小企業振興条例というのは、そんなにたくさんの方が興味を持ってくれるわけではないと思います。なものですから、なおのこと新しい目線というか視点でというつもりがあるものですから、そこはそういう意味もぜひわかっていたいただきたいと思いますし、総合計画をつくるときもそういう大変な思い入れをしてやりました。なものですから、総合計画の本にしたときも、わざわざここにこんなに大きく、こういうかわりでやるんですよというのをいれましたので、このPRが足りないというのはまだこれから努力をしなければいけません、この考え方が悪いと思っていませんし、議決もされたものですから、そうすると言葉が通っている、通っていないだけのことであれば、これから通るように努力をするということもあるのではないかと思います。

○松浦昌巳委員

よくわかりました。よくわかりましたというのは、話の全体の歴史というか、そういうのはわかったんですけども、この後、この条例が出た後でもいいんですけども、今おっしゃったとおり浸透し切れていないところというのはこれからカバーしていく、表に出ていくようなものがあれば。

●大石良治環境経済部長

これについては、今、副市長が言いました総合計画の中をホームページとか見ていただくというのとあわせて、この条例を議決していただければ、解説書、逐条解説等を設けます。それと、この前文というのは任意で設けることができるということになりまして、本文中にありますとこれを解説、定義、用語の定義等を載せるというルールになっています。この中で、第3条、これが具体的には71ページの第3条の第3項がございます。このことをその中の解説書で言うとするならば、当市の第2次掛川市総合計画により引用していますと。7つの強みを生かした連携を目指しており、それぞれの役割についてその後の4条から10条に規定しているというような前文ないし3条の基本理念ないしその後の条文に入っているというような解説を入れてわかっていただくということで、深く入っていくような構成になっております。

●小林隆都市建設部長

今回、この7つの仕組みを、うちの都市計画内でいろいろな協議会を組織しています。当然男女協

働の半分以上は女性ということもありますけれども、そういう人選をする中にも、名簿の中にこの7つをグループ分けして、ここからこの人たちが出てきましたよというような位置づけもして、委員の人たちにもこういう形をお願いしますということをやっているものですから、少ないですけどもそういう位置づけを、あなたがかかわってもらっていますよというのは、私もやっているのは事実であります。

○藤原正光副委員長

今、大石部長が言ってくれた基本理念の3番のところ、3条の3のところです。中小企業の振興はということ、先ほど言った、あれ何だ効果のところの最初の解説というのですか、企業、教育機関と順番でいきますと、ここでわかりやすく説明してくれているものですか、いいのかなと思うのですけれども、それでいくと、国が公で県が官になるんですか。市は市ということですか。

●大石良治環境経済部長

国と県が官です。公は当条例でいきますと中小企業支援団体。

○鷺山喜久委員

大きく2つ質問しますけれども、1つは中小企業振興基本条例というのは、全国でももうやっているところがあるんじゃないかなと思いますけれども、結構幾つかあると思います。掛川の、この頭に掛川市協働という、この協働は要するにあるかどうかわかりませんが、そこに大分意義があるというか、値打ちがあるというか、そういうことじゃないかなと思います。まずそれが1つ目。

2つ目は、全協でこの間報告、11月。出てきて、そのときの結論というか、聞きおおくにしたか、あるいは了にしたかちょっと私のはっきりしないんですけれども、聞きおおくだったのですから、議員の皆さんは聞きおくということで、それからそこで何か議論をしたとか何とかというのはなかったと思います。それほど質問も、そのとき質疑が、あの議員からもこの議員からも、タケノコのように出たということはないと思います。

それでこう来ちゃって、いろいろ準備されて今回の議案に出てきたものですから、いろんな議員がいろいろな質問もあつたりしているものですから、委員会に付託をされているものですから、ここでという話になってくるわけですが、その後本会議場で委員長報告があるわけですが、そのとき質疑もあるわけですので、そういう機会、ここの委員以外の方が発言をする機会というのはあるわけですが、いずれにしても丁寧に丁寧に、この後会派へ帰ったりして、丁寧によく説明をしていくということも大事じゃないかなと。それがないと、本会議場でそれはおかしいと、それは何ですかと、委員長の報告の中で報告されたけれども、報告以外にこういうこともちょっと心配だけれどもと言って質疑が出てくる場合があるものでね。

よく十分、会派の中で議論をするということが大事だと思いますので、それ以前にきょうここでいろいろ、委員の皆さんが疑問点、質問点があれば大いに出しておいていただかないとぐあいが悪いんじゃないかなと、こんなふうに思います。委員長、頼みますよ。

○大石勇委員

先ほど、部長が何か、ちょっと説明があつたけれども、もう一度悪いけど、あつたよね。今のあれに入る前のこの段階で、もう一回ちょっと。

●大石良治環境経済部長

先ほど、松浦委員の御質問の中で、基本理念の第3条の3が中小企業の振興は企業、教育機関等、金融機関、中小企業支援団体、国、県及び市との協働のもと、市民の協力を得て行わなければならないという、この3項がございます。この基本理念の3項目がまさしく前文で言う先ほどの言葉になります。これは、どこから引用したかといいますと、第2次総合計画より引用していますということで、あくまでも前文は任意の言葉でございますが、本文中はやはりきちっとした形がわかるという意味で、その意味をここに書いてございます。ですので、先ほど副市長も言いましたが、総合計画でわかりにくい言葉、こういうこともございますが、掛川市の独自なものを出すという部分を含めて、こういう説明は解説書の中に入れさせていただくということでございます。

それともう一点加えさせていただきますと、先ほど戸塚課長から申し上げましたが、各懇話会の中に中小企業の支援団体の西部地区の方から言われましたが、大阪の吹田市とかこういうところでも、

産学官金、こういう言葉が入っているというようなこともあったり、今から本当に全体が元気になって、なおかつ情報発信もしていく。そういったことを踏まえた形の掛川独自の条例をというようなこともありましたので、もう我々、この造語ということではなくて、略語ということではなく、総合計画に明確に議決されたもの、これを使っていこうということで、これを掲げてございます。

○松浦昌巳委員

解説書。解説書というのは、その1条、1条についての、1項、1項についての解説になるんですね。

●大石良治環境経済部長

今、自治基本条例、協働によるまちづくりの条例、こういったものについてはホームページを見ていただきますと必ず解説書がついております。理念に近い部分とかそういったものについてはわかりやすく市民にわかっているということをつけておりますので、この条例も議決をいただきましたならば、ホームページ等にそれをきちっと載せていきたいということでございます。

○松浦昌巳委員

71ページの中小企業等の努力とかというところで、ちょっとある中小企業の方から言葉がきついのではないかという御意見をいただいたんですが、先ほどの懇話会でしょうか、これをつくるに当たって、何かそういう言葉についての意見とかっていうのは出ませんでしたか。

●大石良治環境経済部長

懇話会を開かせていただきました。一つ一つの見出しを見ていただきますと、4条以下に例えば市の責務、かなり重い、きつい言葉で始まっております、中小企業の努力、あと支援団体の役割、次のページをめくっていただきますと、大企業も支援していただくための役割、金融機関も役割、教育機関も役割、それで市民は理解と協力ということで、これも1条ずつ議論をさせていただきました。関係都道府県も含めて、政令市、あと市内のところも含めまして、いろいろな言い方、これは山本裕三委員からも、余り強制的なものになるようなことのないようにということもいただきましたので、1条ずつを吟味いたしまして、懇話会で確認をした上で、こちらのほうにそうさせていただいております。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。ここで休憩する。

(休憩 16:11~16:15)

[委員間討議 16:15~16:37]

○小沼秀朗委員長

再開する。委員間討議を行う。

○松浦昌巳委員

先ほど来の前文のところの文言についてなんですけれども、当局側の説明も伺って、今後の対応というか解説書の話も伺いましたし、これから恐らくいろんなところでこの言葉が出てくるだろうところのお話はよくわかりましたが、一度委員の中でもいろんな考えとか当局側の考えも含めて、ちょっとご意見も伺いながら、納得した上で判断したいなと思いますので、皆さんの意見を伺いたいと思います。

○山本裕三委員

私は11月の全員協議会のその前に、粗々の案が出てきてというところ、これも委員会でしたしか出していただいていたので、その都度その都度、ちょっと違うんじゃないかというところに関しては、その都度その都度、私も意見を言わせていただいて、例えばちょっと文言が強くないかとかというところも踏まえて、ちゃんとお伝えをさせていただいて、そのときのやっぱり御説明が、この上位

法というか、国の法律も含めて、そこにつながっているものだから、ある程度言い回しというのはそちらのほうに引っ張られてくると。これはあくまで中小企業のためにつくる条例であるので多少厳しく書いているように見えても、それはその方たちのためにつくるものだから、そこはいたし方ないというところと、あとはその後、粗々の最初出してくださった後に、その懇話会でしたか、懇話会の中で関係の中小企業にかかわる方たちともしっかりと議論をしてくださって、その方たちも納得するような形で出してくださったというところもございますので、私はその都度都度御意見はさせていただいて、そこに関して御対応いただいているというところもございますので、私は賛成の立場であります。ということでいいんですかね、委員長。

○大石勇委員

こういった中小企業、要するに企業に対する企業が基本的に、こういうふうに今から努めようと、努めてくださいと、私も応援しますよという意味では、やはりこの基本条例の言葉、多少ちょっときついところがあっても、これはやっぱりその分だけ自覚も強くなるし、企業も行政側も全てここに書いてある5つかな。市民もそれだけ自覚を持つという意味では、やっぱりこういうような言い回しとかのほうがいいかなと。

この前も、前に健康についての条例をつくったことがあるんだけど、あれはやっぱり、市民、あなた自身が努めてよというのを目的としているもので、ちょっとやわらかくしてあったけれども、これはお互いに協力して、お互いにやりましょうという意味だと解釈すれば、やっぱりこれでいいのかなと、今自分が読んでいて、前からこれ、自分が代表質問をするときもちらっとこれを読みました。これは直接言わなかったですけども、このぐらいのつもりで中小企業、小規模企業も自分らも自覚を持って、周りの人が支えて、そしてまた市民の人も支えるという意味では、やっぱりこれが必要かなと、そう思います。いいです、これで。

○藤原正光副委員長

今まで掛川市が中小企業に対して結構余り手厚くないなというのは、すごく思っていたんですけども、でも今回、こういった振興基本条例というのを出してくれるのは、すごくありがたいなというのをまず思っています。それだけ、中の文言も先ほどきついというのが少し出たんですけども、市の責任とか中小企業の努力というのは、僕はもうそんな強い言葉ではないというふうに思っています。

私も今回、会派の代表質問のお願いで、中小企業の関係の質問をお願いしたいということで、会派長に提出をさせてもらったうちの一人なんですけれども、そのときに、かなりいろいろ読ませてもらって提出させてもらった中に、今回たまたま同じ本会議の中で、議案質疑に触れてしまうみたいな関係があったものですから、政策的なこととちょっと今回の質問にはなったんですけども、僕はすごくいいかなというふうに思っています。

先ほどの文言の話ですけども、掛川らしさもありますし、総合計画にもちゃんとうたってあるということもありますので、僕は別にこれは解説書の中にも入っているというようなことも、お話も聞いたものですから、このままでいいかなというふうに、賛成だと思えます。

○小沼秀朗委員長

2016年から2025年、第2次の総合計画ですよ。非常にきれいに製本されていて、希望の丘の画像があったり、茶エンナーレという言葉が出てきて、ステンドグラスが載っていたり、この間の10周年の西郷の局のパレードも出ていたりします。これは本当に最新版のやつだよ。16年からです。その中に、一番、第1章の1節、一番大きいところにもこの絵が出てくるんです。産学官市…どっちの順番でしたっけ。そういうこれが出ています。だから、本来はこれが掛川らしいということなんですよね。きょう登壇された方はわかりにくいということだったんですけども、いや、わかりにくいんじゃないかと、これがいわゆる掛川の総合計画なんだということで、逆にそれと連動しているということで、こちらの相乗効果にもなるかなというふうに私は思います。

それからもう一つ大きく言っていたのは、市民へそういったものを押しつけちゃっているんじゃないかということなんですけれども、これは私たち、高木議員が委員長になって地域医療の推進条例もつくったんですけども、そのときも市民の皆様がそういった理解と協力を求めていきましょうねというのは載せてあります。努めてくださいよということで。そのときもそういうようなことはやっていますし、もっと言えば、まちづくり協議会が何よりもいろんなことを求めている中で、これが特別重たく求めているのかなという、私はそうは思わないなと思って聞いていました。

それから、国と県、官のところで国と県が入っているけれども、それは許可を得ましたかということですが、こういう言葉というのは地方創生の中で国と県がそういうふうにやっってくださいよと、向こうからも述べられていることなものですから、それも問題ないのかなと思いついておりました。このまま、私は条例賛成でいいのかなというふうには思っています。

○鷺山喜久委員

さっき全国でも自治体によってはこれがつくってあるとか何とかということで、私もさっき大企業の400兆円の内部留保の問題をちょっと出しました。大企業の責務、これが責務はいろいろありますが、そこに大企業があって、そこには地域がある、市がある、自治体がある。そこでこの72ページの第7条大企業の役割ということで、その第2項で市内で生産をうんぬんかんぬんということで、これは恐らく販売される製品の利活用ということで、その大企業が中小企業、その地域でつくられている、そういうものを買おうと、何かの場合に購入するという、こういう責務があろうかと思えます。

これ、非常に大事なことなものですから、大企業、私が言う大企業というのは資本金10億円以上を対象にしています。そういう企業は極力そういう、これを徹底していただいて、この団体への加入ということも積極的にお願いをしていったらどうかということで、今度は生きた話をしますけれども、先日、東横インというビジネスホテル、その。ここのロビーの狭いところですよ。ここでピアノ、電子ピアノというんですか、それをバイオリンを演奏する、1時間かな、正味1時間があつたのですが、なぜ東横インがビジネスホテルなものですから、宿泊だけやっているのかなと思つたら、東横インは地域へいろいろ協力するとか地域と一緒に、また東横インの考え方は地域で役割を果たすというような理念もあるそうです。その一環として100万人の方に、年間100万人、あちこちでコンサートをホテルの中でやるのですから、年間100万人に聞いていただくというのを一つ仕事としてやっていますというのが支配人のお話で、それは商工会議所が1月の初めですか、グランドホテルでガス交換会をやったときに、たまたま東横インの方を御紹介されて名刺交換をして、その後東横インから私のところに案内があつた。それでたまたま行つたんです。議員では私だけだつたですけれども、中遠環境もおみえになつていたんですけれども、そういう大企業の役割をしっかり果たしていただくということが、特に、ちょっと長くなって申しわけないんですが、報徳とかあるいは道徳とか敬意だとかいろいろ関係がありますが、この間渋沢栄一、これは大財閥になつたと思えばなつたような人です。この方が言っているのは道徳と理性といったかな、道徳と倫理と経済、観念のほうで道徳と敬意と、それを説いたのは岡田さんであり、最初ね。渋沢さんより岡田さんのほうが前なので、いかに岡田さんがすごい人だつたなというのは改めて感じたんですけれども、倫理というようなことを言っていました。そういった意味で、これは大事なことなものですから通したい。

ただ、あくまでも議会はこれについては委員会付託して委員会で決める。来年のことは会派制をとっているわけですが、正しい会派が2つ、にせ会派じゃないけれども、1人会派が4つ、これで逆転現象になつちゃっているというところになかなか、本来なら会派でもんでやっただけであれば案外すんなりいくのが、1人会派なもので、いろんな意見が出ちゃうわけだね。それがまとめ切れないといったところに最大の弱点が今ある。そういった点で、そここのところはどう、きょうのあれじゃないけれども、ここを離れて委員長、副委員長にぜひ御相談をして、うまく議案が通っていくように、その責任をぜひお願いしますということで終わります。

○窪野愛子委員

記憶でいきますと、2年かもう少し前だつたかと思うんですけれども、この中小企業の条例をつくってほしい、つくるといふのを、たしか草賀議員が議場の一般質問でおっしゃって、やつとこの日が来たのかなという印象があります。今、新聞等々を拝見すると、産官学、金まではちょっとまだなじみがあれなんですけれども、もうそういった文言、見出しなんかで学生と企業がタイアップして、そこに行政が絡んでとかつていう記事もたくさん出ていますし、何でもそうなんですけれども、やっぱり5,000近くある市内の中小企業に本当に光が当たって、その人たちが本当に業績を伸ばしてくれる、それにこしたことはないと思つていますので、ちょっとここの文言のことも、なれというところとちょっと失礼ですけれども、そういうふうな時が解決していつてくれるかなというところと、先ほど来、しっかりと説明のものもつけてくださるということです。私はそれで結構だと思います。

○松浦昌巳委員

本当に説明を聞くと納得もしますけれども、1つだけちょっと皆さんに、中小企業ではないので中

小企業の立場が、気持ちがちょっとわからないものですから、中小企業 4名の方が企業の。大企業だったら申しわけないですけども、先ほど来、中小企業のある方からやっぱりちょっと言葉がきついんじゃないのという、ちょっと指摘も受けたことがあります。それ、ちょっと今のコメントの中にも、このくらいは当たり前だよということを伺ったんですけども、改めてこういう条例というのはこういうものなんでしょうか。中小企業の立場で、受け取る側としてどうかちょっと聞かせてもらえれば。

○山本裕三委員

例えば72ページの第11条で、市は第1条に掲げる目的を達成するため、下にこれからこういうことを頑張りますよということを10個書いてくださっているんですけども、もしこれがなければ、これがそっくりそのままこの条文がなければ何を言っているんだと。中小企業の立場ではやっぱりなりますけれども、とは言っても今後市としてはこういうことを頑張っていきますよという宣言をここでして下さっているのです、そういう意味であれば、中小企業の立場としては逆にうれしいですね。逆にこういうことをこれまで公言して、逆に余り行政が地域の経済対策ってなかなか介入、そこまで深く介入を余りしてこなかった部分もあるので、こういうふうなことをちゃんとこの条例の中でおっしゃってくださっていることはうれしいですね。

○大石勇委員

71ページの中小企業等の努力ということで、この一番最初の5条のところ、自主的に経営の向上に努めるものとするって当たり前のことだけでも、なかなかできないことなのかなと。だけど、こういう言い方をぱっとされると、ああ、本当だよなという、また改めて気がつく。ちょっと俺って努力が足りなかったのかなと改めて反省をする意味でも、ここは中小企業は経済的、社会的環境の変化に対応するため、自主的に経営の向上に努めるものとする。もっと強く言ってもいいぐらいかな。そう思いますよ、実際。ここでまだ心を新たにしていこうという気になりますので、自分はいいと思います、こういう言葉で。ここだけ言えば。

○藤原正光副委員長

先ほども言ったんですけども、今までやっぱりこういう文言に、言葉になったものがなくて、やっぱり言葉にすればこのぐらいのことは必要だというふうに思っています。逆にありがたいぐらいだなと思います。

○小沼秀朗委員長

私も3つ、これ特に中小企業の努力のところ、書いてあるんですけども、全部努めるものとするというふうにまとめてあるんですけども、努めるものというのは努力なのかなと。特に3に関しては、私たちの企業のそれぞれの組合とか、そちらに対しても言ってくれているものですからありがたいかなと。組合になかなか言えないことも、こういうことで言って。自分の会社を、実家のほうの会社を見ると、経営革新セミナーみたいなものにやっぱり行くんですよ、職員、役員は行きます。物すごいスパルタのそういう啓発セミナーだったりするものですから、努力というのは当然のことなものですから、さしてこの言葉がきついとか、私は感じなかったです。

○大石勇委員

さっきの経済的、社会的環境の変化というのが、一番ここが努力の足りないところで、昔から同じようなことを10年も20年も30年も続けちゃだめだぞと、ここで変化に対応しろということ、これはすごい自分の会社をもう一回見直そうとか、それにつながってくるもので、やっぱりここはこれと言っているけれども、立場で言っているだけだからね。これはやっぱり自分は考え直さなければいかなという気になるから、結構ここはいいかなと。これしか言わなくて悪いね。

○藤原正光副委員長

今、大石委員が言ったところの、環境の変化に対応というもの、今は本当に働き方改革って言って、国のほうで進めてきている。中小企業は本当に今大変なんですよ、やっぱりそれに対応するというのが。やっぱり人を減らして、でも働く力がほしい、でも新しい人は入ってこないという中で、どうやってやれば自分のところに会社の魅力があって、うちで働いてくれるかとか、人を減らして新しい人をいければ、また社会保険が上がって会社の負担が大きくなるか、物すごい対応が、時代に合わ

せていろんな対応の仕方があると思うんですけども、やっぱりそれに対応していかないと生き残っていけないというのは、もう当たり前の話なものですから、全然問題はないというふうに思います。

○小沼秀朗委員長

私たちの業界ですと、とらやさんがこうなんですよね。だから、ずっとありますけれども、何百年もありますけれども、常に経営革新をして、同じ、昔からのようかんのように思えるけれども、そうじゃないですよね。世界に売れるようなものになっていますし、鷺山委員の大好きな中町の伊藤菓子舗さんなんかもそうなんです。昔からあるように、中町にあってやっているようだけれども、本当に努力しています。だから、この努力という言葉で言葉がきついなって思う方は、やっぱり逆にここを見て何かを感じ取って、またひとつ謙虚になりながら経営革新をしてほしいなというふうに思います。その人が来て何か言うわけじゃないですよ、私も。じゃないですけども。

○松浦昌巳委員

もう整理はついているんですけども、いろんな方の考えを聞いておきたいなと思ひまして。

先ほど来の話の中でも、これからこれが表に出ていって、多分書面になったりいろんな冊子になると思いますので、わかりにくい言葉、さっきのチャート紙みたいなものを何かぼっと表に出るような表現が出るような冊子のアイデアがあればいいなと思いますけれども。

○小沼秀朗委員長

じゃ、掛川らしさ、この条例のすばらしさというのもそういう解説書とかで、また一つ、二回りもいいものになるような解説書になることを望みたいなと思っております。

○小沼秀朗委員長

以上で委員間討議を終了する。

〔討 論〕 なし 16:37

〔採 決〕 16:38

議案第16号 掛川市協働による中小企業振興基本条例の制定については

全会一致にて原案とおり可決

○小沼秀朗委員長

本日の審査はこれにて延会とします。 異議なし

延会 午後4時38分

7-2 会議の概要

平成30年3月12日（月）午前9時25分から、第1委員会室において全委員出席のもと開催。

- 1) 連絡事項（小沼委員長） [9:25～ 9:26]
- 2) 付託案件審査 [9:26～10:46]

④議案第8号 平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計予算について

下水整備課〔説明 9:26～ 9:32〕 説明：塚本明宏下水整備課長
〔質疑 9:32～ 9:38〕

○小沼秀朗委員長
質疑をお願いします。

○藤原正光副委員長
当初予算説明資料の35ページの2番です。浄化センター改修工事の2,072万のこれは、どの程度改修工事が行われるか教えてください。

●塚本明宏下水整備課長
この内容としましては、まず事務所が、管理棟内に水道事業所が入ってくるということで、事務所の中の改造工事を行います。1階部分が水道事業所、2階部分が下水道の事務所、3階部分が水道と下水道の総務部門が入る予定で今のところおります。その入るために今の施設を、壁を取ったり、そういった改造工事を行うことになっております。それからあと、水道事業所の資機材の倉庫が、現在空き地となっている部分建てられますが、そこに整備する公用車の駐車場工事も含まれております。

○窪野愛子委員
そうすると、トータルの人員は、この予算とは関係ないんですけども、規模的にはどうなりますか。ざっくりでもいいんですけども。

●塚本明宏下水整備課長
人員配置については、まだ発表されておられませんのでわかっておりませんが、余り変わらないのではないかと思います。

○山本裕三委員
こちらの説明資料の36ページの一番下の5番の計画策定委託料、これはこれからどういう形で、どういう会社さんとかがやるんでしょうか。

●塚本明宏下水整備課長
このストックマネジメント計画というのは、これからの下水道施設をどうやって管理していったら一番効率的かということです。今まであった長寿命化計画は維持管理の施設の延命化なんですけど、それにあわせて施設の更新計画、そこら辺もこのストックマネジメントというのは全部一緒にまとめた計画ということです。それを来年度、コンサルタントに委託する予定でいます。下水道事業をやっているコンサルタントに委託を考えております。

○窪野愛子委員
35ページの上段のところにも、住宅密集地における下水道を普及することということで、この文言が、こちらもそうですし、36ページの3の4にもそういうことがうたわれて、5もそうですね。これは、大須賀地区がちょっと普及が困難ということを何度も伺ったんですけども、やっぱりこの課題を克服して、せっきく下水道の設備を導入しているわけですので、その辺の住民へ対して新たな対策というものは講じていきますか。

●塚本明宏下水整備課長

この普及の問題につきましては、今年の最初にも計画をちょっと説明させていただきましたが、やはり地道をお願いをしていくしかないと考えております。そのお願いする方法を今年は、少し工夫しまして、直接手紙を送らせていただくというのを考えています。多分かなり反響があると思うんですが、今それをちょうど送ったところです。

○小沼秀朗委員長

先ほどのストックマネジメント事業ですけれども、これはコンサルというのは市内の方々なのか。そういった方々ですか。

●塚本明宏下水整備課長

市内に事業所はありますが、基本的には下水道事業をやっているコンサルタントになりますので、全国規模のコンサルタントになろうかと思えます。

○小沼秀朗委員長定

それで、コンサルはどうやって選定していらっしゃるんですか。

●塚本明宏下水整備課長

全国的な実績とか、基本的には、掛川市の下水道事業計画をもとから立てているコンサルタントが、大きいところがあるんですが、入札するので、どこがとってくれるかわかりませんが、そういったところはかなり候補になってくるのかなとは思っています。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕なし 9:38

〔採 決〕 9:39

議案第8号 平成30年度掛川市公共下水道事業特別会計予算については

全会一致にて原案とおり可決

⑤議案第9号 平成30年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算について

下水整備課〔説明 9:39～ 9:41〕 説明：塚本明宏下水整備課長

〔質疑 9:41～ 9:44〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○鷺山喜久委員

すみませんが、38ページの1の上のほうのここのその他の内訳の使用料及び手数料 2,032万 6,000円ということになっておりますけれども、これについては使用料を集めるわけですが、滞納とか未収金とか、そういうのはないですか。

●小野田良下水整備課総務係長

今、この38ページに記載しております明細書1の128ページに該当します土方、海戸地区の関連につきましてのその他の使用料の滞納というのは、ごくごくわずかということで、全くないというわけではないんですけれども、若干あるんですが、ほぼほぼ納入のほうはさせていただいていけるという見込みを立てています。

○鷺山喜久委員

あること自体が問題だと考え方を改めていただいて、多少はあるからしようがないじゃなくて、やっぱり完全回収をするようにするのが仕事じゃないですか。金額も大きければ静岡滞納整理機構へという話になるわけですが、そこまでは必要ないと思うものですから、やっぱり受益をしている以上は納めていただくと。税の公平性とよく、これは税じゃないですが、公平性ということをよくおっしゃいますよね。だから、したがって、そういった観点に立つと、たとえ 1円たりともやっぱりしっかり納めていただくというのが仕事じゃないですか。それだけ意見として申し上げて終わります。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕 なし 9:44

〔採 決〕 9:45

議案第 9 号 平成30年度掛川市農業集落排水事業特別会計予算については

全会一致にて原案とおりの可決

⑥議案第10号 平成30年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算について

下水整備課〔説明 9:45～ 9:46〕 説明：塚本明宏下水整備課長
〔質疑 9:46～ 9:52〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○松浦昌巳委員

一番最後の説明の寄附というところなんですけれども、すみません、ちょっと勉強不足で申しわけないですけれども、そこについてもう少し具体的に教えてください。

●塚本明宏下水整備課長

寄附というのは、その市町村設置事業をやった地区において、もう既に合併浄化槽が設置されているお宅について、寄附の申し出があれば、条件がございしますが、いろいろ古ければ整備していただいたり、いろんな条件がありますが、市が管理していくに問題にならない程度まで整備していただいた上で寄附を受け付けて、それを市が設置した浄化槽と同じように管理していくという趣旨で寄附を受け付けておりました。これは期間を定めておまして、浄化槽市町村設置事業の完了後 1年後までということやっておりましたので、もうこれは締め切っております。もうこの寄附の数字が変わることは今後はございませんが、今受けてあるものは管理していくということになります。

○松浦昌巳委員

確認ですけれども、寄附というのは、じゃ、施設を寄附したということですか。

●塚本明宏下水整備課長

個人が持っている施設を市に寄附するということです。

○窪野愛子委員

同じ38ページの 6ですけれども、浄化槽の法定検査をやってくれて、うちも 2月くらい前に見えたんですけれども、それぞれの浄化槽を、見えて、やってくれますよね。何かそれでちょっと点検されて、何か変化というか、これはというものが出ますか、その全体の中で。この 1,756基あるわけですよ。そういうのでお話があったのはありますか。

●塚本明宏下水整備課長

水質検査をやっていただけるんですが、その結果が悪かったりしますと何かしら原因があります。それで原因を調べて、それについて市のほうで補修をするということになります。

実際あります。実際、この検査をやってることによって見つかることがあります。例えばBODの値が上がってしまうとブローの故障が考えられたりとか、そういうことがあって、ブローの修理も結構数があります。

○藤原正光副委員長

すみません、同じく、窪野議員と同じところの法定検査のところですけども、先ほどちょっと聞き逃したら申しわけないです。この法定検査11条とその保守点検のところをもう少し、その目的、概要の説明をしていただけるとありがたいんですが。

●塚本明宏下水整備課長

法定検査につきましては法律で定められていて、毎年年に1回はやらなければいけないということになっていて、これは生活科学検査センターというところへ委託して水質管理を行っております。

それから、保守点検のほうにつきましては、浄化槽に問題がないか、故障がないか、ブローの故障がないかとか、そういった点検を定期的に行っているものでございます。年4回です。

○藤原正光副委員長

すみません、保守点検は業者でこうやっているんですが、法定検査というのは県のほうでやられているのではなくて。

●塚本明宏下水整備課長

法定検査は、生活科学検査センターという、県とは別の組織で水質の管理の専門の機関になるんですが、そこでやっていただいています。

○藤原正光副委員長

法定検査は結構受けられる方が少ないと聞いているんですけども、その辺はどうですか。

●塚本明宏下水整備課長

今回の今お話ししているのは市町村設置型ですので、これは市が管理しているので、これはもう全部、市が責任を持って生活科学検査センターへ委託してやっております。個人のほうについては、中にはそういう方もいらっしゃるかと聞いております。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕なし 9:52

〔採 決〕 9:53

議案第10号 平成30年度掛川市浄化槽市町村設置推進事業特別会計予算については

全会一致にて原案とおり可決

⑦議案第25号 掛川市地区計画の案の作成手続に関する条例の一部改正について

都市政策課〔説明 9:53～ 9:56〕 説明：林和範都市建設課長
〔質疑 9:56～10:03〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○山本裕三委員

最近だと中央二丁目さんとかやりました、数年前に。あと、最近、どれくらいの自治会でやっていますか。

●林和範都市政策課長

最近では、一番近いのが、下垂木の区画整理事業を解除するときに、今までは区画整理という形でこの町並みを整備しようという形があったんですけども、それがばらばらになってしまうものですから地区計画で定めるというのがあります。

それから、先ほど委員がおっしゃいました中央 2 丁目の中央小学校の南、それからちょっと東になるんですかね、あのあたりも地区計画を定めておまして、それは既に工業系の用途が張ってあるんですけども住宅が建ち並んでいるところを、住居環境を阻害させないために地区計画を定めているというのが、割合最近ではやっております。

○鷺山喜久委員

空論みたいな話で申しわけないですけども、例えば地区計画をつくりました。これは地域の住民がこんなふうという、そういうのもあるでしょうし、あるいは行政のほうで、行政主導のもとでやられる場合がある。ただ、その中で反対があったというような場合は、何か話し合っただけとか、あるいは多数意見を尊重して決めていくとか、何かそこら辺、例えばいいものをつくっても、こんな時代だもんで、だめだよという人はいると思いますので、そこら辺はどういうように決定をされているのか、その点だけ。空想で申しわけないですが。

●林和範都市政策課長

今まででは、やはり地元説明会というのを中心にやってきまして、その中で地元の意見を聞きながらやっていきますので、基本的には、地元説明会に出てきてくれる人はおおむね理解が得られると。それ以外については、下垂木なんかではまちづくりニュースとか発行しまして、そういう理解を得られております。法律的には全員同意というものは求められておりませんので、その中で今のところは定めています。それについて、今度は地元からも申し出をできるというものも追加するということがあります。

やはり地区計画みたいな都市計画というものは私権を制限するものでございますので、今策定中のマスタープランで、多様な主体による協働のまちづくりというふうな話も盛り込んでありますので、それで今回の申し出制度を条例化していきたいというふうに考えているところです。

○小沼秀朗委員長

私も11月の一般質問で、まちづくり協議会からある程度の地区計画をいろいろこうやって出せるよというこの質問を入れたと思うんですけども、この第 5 条が主にそれになりますか。今回の改正で、地元からの申し出云々のところは、主に言うとどこがそこに当たってきますか。

●林和範都市政策課長

第 5 条の 1 項のところにあるとおりで、次の各項のいずれかに該当する者が、1人で、また数人共同して市長に対し地区計画等に関する都市計画の決定云々ということでありまして、その 1 から 3 まであるんですけども、この中に市内に住所を有する者とか、この人たちが市長に対して申し出をするというような形です。

○小沼秀朗委員長

そうしますと、まちづくり協議会で、自分たちの地区をよくわかっている皆さんで、ここは本来もっと商業的になったほうがいいのかですとか、もっと住宅的になったほうがいいのか、工場の跡地だったけれども住めるようにしましょうとか、そういういろんなことの申請ができて用途も変わっていくという可能性があるというのがこの条例ということによろしいですか。

●林和範都市政策課長

まず、これは地区計画を定めることが前提になるものですから、もし地区計画を定めていくという話になったときに申し出をするような形です。変更をするときもそうなんですけれども、ですから、まず地区計画を定めるか定めないかという部分もあるものですから、そこら辺はまち協の考え方もあ

りますし、それ以外の住民の考え方もあると思うんですけれども、もともと都市計画で地区計画を定めるということは私権を制限するという意味もあるものですから、まずそのところも、その定めるか定めないかという部分もあるのかなというふうに思います。

○小沼秀朗委員長

これは、じゃ、地区計画等の案の作成の手續に関する条例、その名のとおりということですよ。

●林和範都市政策課長

はい、そうです。もうこれは地区計画の案をつくるよといったときだもんですから、つくるかつかないかというのはまたちょっと違う話になってきて、ここは地区計画をつくります、その案をやるときに申し出ができますという形になります。

○山本裕三委員

じゃ、認識としては、すみません、これまでこういう条文化をしていなかったのではっきりさせましたよということでもいいですか。どういうあれですか。

●林和範都市政策課長

もともと都市計画法が平成12年に改正されたときに、この法律では盛り込まれておりました。条例には今まで盛り込まれておらなかったものですから、今回追加するというものでございます。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕なし 10:03

〔採 決〕 10:04

⑦議案第25号 掛川市地区計画の案の作成手續に関する条例の一部改正については

全会一致にて原案とおりの可決

⑧議案第26号 掛川市特別用途地区建築条例の一部改正について

都市政策課〔説明 10:04～10:07〕 説明：林和範都市建設課長
〔質疑 10:07～10:14〕

○小沼秀朗委員長

質疑をお願いします。

○松浦昌巳委員

そうすると、農地の利用の、例えば正しくとると何もありませんけれども、裏からとって新しい建物がどんどんできてしまうとか、農業の倉庫を今言っていましたように、関連のものがあある農地がどんどんふえていってしまうというようなことはないでしょうか。

●林和範都市政策課長

あくまで用途地域という都市的土地利用を図る地域の中で、まだ周辺部で農業が多いところ、農地が多いところですね、そこに指定されるようなイメージの用途だもんですから、その用途の外側にそういうものがぼっとできるというわけではないです。

●小林隆都市建設部長

イメージ的に言うと、住居系であって、普通で言うと全部宅地にしなさいよという、宅地があるところは住居系の用途だけれども、今の農地ですね、畑もつきとかという農地も、ついた形での住宅系もオーケーですよ。それは自然的な災害にも、要は、コンクリーで張っちゃうとかということと大量に

出ちゃうものだから、そこで吸収する、水をたくわえる機能も含めて都市的なものを、そういう地域をつくって、都市計画をやっていきましょうというようなイメージだと思います。

●林和範都市政策課長

今ここで掛川では、指定するという予定はないです。全国的にはそういうニーズがあって、用途地域の中に1項目加えられたと。それによってその下の項目が項ずれを起こして行って、それで、今回それにあわせて改正するというものですから、直接、今、掛川に田園住居地域というものは想定しているわけではございません。

○松浦昌巳委員

先ほどの説明の中で、じゃ、例えばざっくり10アール、1反の面積の土地があったとして、それが住居、白地ということになっていますよね、居住地域。じゃ、半分は農地でということは、じゃ、それは地目的には農地として認められるということになるんですか。今までは居住の敷地ということになるんですか。

●林和範都市政策課長

ええ。田園住居地域については、掛川の中では今のところ指定するものがないものですから、具体的にはどういうふうなことまでというのはわからないんですけども、基本的には、今、用途地域といって都市的土地利用がされる用途のその中に、ずっとこの青から赤、緑から青まであるんですけども、その間に準住居地域と近隣商業地域の間に入るといえるということだもんですから、これによって項ずれが生じると。あくまでこの中で言っているのは、主に色塗りされた中での話だもんですから、この白地のところをどうのこうのするというものではございません。今のところ掛川では考えていません。

○小沼秀朗委員長

この近隣では指定するところはあるんですか。

●西村句都市政策課計画係長

今のこの用途地域の中の主に緑色のところが、低層の住居の専用地域になってきています。このところが主な対象地域になってきまして、この地域の中で農地と宅地の均衡を図るような目的の用途地域になってきていますので、その中で、今は住宅だとか150平米以下の例えばコンビニぐらいのものしか建てられなかったんですけども、農業用の倉庫であるとか農家レストランのようなものも建てられるようになりますよという地域になってきます。なおかつ、若干の規制も加わって、たしか300平米以上の開発は市の許可が必要と。そんな規制もしながら農業施設も建てられると、そんなような形になってきます。それがこの用途地域の中で定められるというところになってきますので、用途地域の外に宅地がどんどん進んでいくと、そういったものではないです。よろしく願います。

ですので、ごめんなさい、県内で今のところ聞いてはいないです。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕なし 10:14

〔採 決〕 10:15

⑧議案第26号 掛川市特別用途地区建築条例の一部改正については

全会一致にて原案とおり可決

⑨議案第27号 掛川市営住宅管理条例の一部改正について

都市政策課〔説明 10:15～10:17〕 説明：林和範都市建設課長

[質疑 10:17~10:20]

○小沼秀朗委員長
質疑をお願いします。

○山本裕三委員

本当になかなか難しくあれなんですけれども、認識としては、自分でこういう収入があるんですよと言えない、伝えることができない方たちに、行政がいろいろ調べて、あなたはこれだからこうですと言えるということになったと。これまでそういうところの家賃算定に課題感があったからということなんですか。

●林和範都市政策課長
はい。

○鷺山喜久委員

家賃設定ができないということで、障がい者の関係のお話が出たわけですが、担当課は違うんですが、成年後見人制度ですか、これもうんとやるように、たしか進めるように話も出ていて、そういったその成年後見人の方がいろいろ、要するに障がい者が判断ができないものだから、そういった方がいろいろお手伝いをして、行政との話というのが当然出てくると思うんですけれども、そういった後見人の皆さんにもしっかりこの制度そのものを、どれくらいの方が対象になるかわかりませんが、通知なり説明なりは十分されているんですか。これは議会で議決された後の話になるわけですが、その辺はどんなふうになっているんですか。

●本多弘典都市政策課住宅政策室長兼住まい対策係長

今の鷺山委員さんが言われたような方というのは、市営住宅には入居できませんので、該当にはならないです。

○小沼秀朗委員長
以上で質疑を終了する。

[討論] なし 10:20

[採決] 10:21

⑨議案第27号 掛川市営住宅管理条例の一部改正については

全会一致にて原案とおり可決

⑩議案第28号 掛川市都市公園条例の一部改正について

維持管理課 [説明 10:21~10:25] 説明：岩清水武重維持管理課長
[質疑 10:25~10:45]

○小沼秀朗委員長
質疑をお願いします。

○山本裕三委員

すみません、余り実例を出しちゃ申しわけないと思うんですけれども、とある地区で公園があつて、その中、この敷地の少しのところを、集会施設に当たるようなものをつくりたいよみたいな話がもし仮にあったとする場合というのは、この新設の第6項というものに当てはまる。もしその公園をこれに指定すれば、当てはまるようになるということですか。ここに集会施設と一応書いてあるので。

●西郷和寿維持管理課公園緑化係長

今回の条例改正に関して、今、山本委員のおっしゃられる集会施設に該当する部分につきましては、新設する第 6 項の公募対象というところに初めて特例制度があがっているものでございまして、これまではその集会施設の部分というのは載ってきていなかったというふうな状況でございます。

●伊村義孝副市長

今度、希望すれば公園の中にできるということ。

●西郷和寿維持管理課公園緑化係長

可能性も出てきたという認識です。

あくまで今回の制度においては認定公募の中に入っている状況でございますので、一般的にその集会施設を公園内に設けるといような制度までは拡大されていないと考えております。

●小林隆都市建設部長

今、集会施設は認定にならないというふうな発言だと思うんですけども、この資料を見ていただいて、真ん中に新設第 6 項というのがありますよね。認定公募設置等計画に基づく公募対象公園施設ということで、この中には今回新しく制度ができて、国が改正をして、こういう公園施設を新たに拡大して法律で認めますよと。その中には、右側で備考欄に書いてある集会所も入っています。今まではだめだったんですけども、今回、公園をいろんな形で民間の力も入れながらいろいろな施設をつくりましょうというふうな、なおかつ、今回の改正は、そのところに施設を整備する、もうかったらそのお金もつけて整備をするというふうな公園の整備の仕方ができますよというのが新たにできました。それを公募によってやるということです。それが第 6 項の話で新設の部分です。

そのときに、ここでいう計画に基づくというのは、公園のところこういう施設が必要ですよという計画をまず公園はつくらないといけない。その計画ができれば、今言った集会所も含めてできますということです。そういう制度をまず今回、変更、改正して、それに基づいて、各公園に必要ながあればそういう計画をつくって、公募によって、要はそういうものを募集したりして進めるというふうな形です。

●西郷和寿維持管理課公園緑化係長

山本委員のおっしゃる集会所の類いのお話に恐らく該当すると思われるんですが、例えば公会堂のようなものとかいうものにつきましては、あくまで都市公園という位置づけの中で、不特定多数の方々を活用できるような施設というのが原則的にあるというふうに認識しておりますので、例えば地域の公会堂を公園内にといのは、ちょっとまだ制度的には十分ではないのかなというふうな理解をしているところです。よろしくお願ひします。

○山本裕三委員

確かに、要は、この集会所というのをどれくらいの範囲まで解釈していくかというのがこれから多分議論になっていくと思うんですけども、今おっしゃったとおり、以前もいろいろ調べていくと、やっぱり公会堂というのが、限定した人にしか公益がないということが結構壁にはなったと思うんですけども、多分、この法改正というのは、恐らく公園をちゃんと活用して、維持管理も含めてしっかりと設ける。なおかつ、公園をしっかりと人が集まる場所にしていこうよということが前提だと思うので、新しい公会堂のあり方で、ある程度オープンにできるような公会堂にするとか、そういうところをつけていけば、もしかしたら集会所と公会堂の間くらいのやつをうまく……

○大石勇委員

公会堂と集会所は基本的に違うよね。公会堂と公民館と違うんだもん。

●小林隆都市建設部長

軸的には、集会所、公会堂は若干違いますけれども、人が集まっているいろいろ使う、コミュニティも含めてだけれども、そういうものの軸はありますけれども、今回のものでそれが即できるということじゃなくて、ここに書いてあるように、そういうものを施設設置または管理する事業者等を公募することによりということで、公募はある程度前提ということで、そうすると、前に西郷でやったのが公会堂も設置したわけですけども、そういう使い方をされているんですけども、防災施設という形で、

皆さんが集まるよと。それとか、そこで学習をするよとか、そういう意味合いで位置づけをして、現行の公園の中で設置をしていますので、それはそれでいろいろなやり方があるかなと思います。

今回の関係は、若干、先ほど言われたように、公園をそれこそ管理も大変なもんだから、いろいろな人たち、民間とか住民のサービスが向上されるとか、民間活力を入れながら公園を整備していきましようというのが主です。

○小沼秀朗委員長

じゃ、すみません、家代の公園内の建物は、家代区民だけじゃなくて、掛川市民なら誰でも使えるようなものになっているということですか。

●小林隆都市建設部長

設置要綱というか、使い方についてはそういう決まりになっております。

●伊村義孝副市長

中が、やっぱり防災機能というものですから、防災に特化したりとか調理場があるとか、そういうふうには公会堂よりも地区の防災施設に近いものにつくり上げていますし、家代区だけではなくて、少なくとも桜木の全区で何かあったときに避難もできるとか、そういう研修をするときもそこも使えるということでオープンにするという条件であそこに移設ができました。ですから、単なる家代区の公会堂ではないということですね。ですから、かなり中の施設なんかも公会堂よりはお金をかけて、そういう機能アップをしているんですね。地区の防災センターのイメージですかね。それでしたらできたものですからね。

ただ、これから公会堂、地区のやつがいろいろあったときに、もし面積があって余裕があればですけども、そういうときに何かそういう一工夫、二工夫はあるかもしれないですね。

○小沼秀朗委員長

あとこの第 6 項なんですけれども、飲食と売店等の民間を活用するという言葉がありましたけれども、つまり、今、現状で言うと、さんりーとか森林果樹公園にあるような、ああいったものがこれからもうちょっとふえていく可能性があります。もしくはふやすことができますよ、公募によってと、そういうような第 6 項になりますか。

●岩清水武重維持管理課長

おおむねおっしゃるとおりですけれども、今までと違うのは、まず、そういう公園を指定してからそういう公募をしますので、若干違うんですけれども。

●小林隆都市建設部長

今までやっている公募制で、2つの果樹公園と大池のが公募制で、みんなにオープンにして応募してもらった。そのやり方はうちのほうが先行してやっているわけですけれども、今回は、先ほど言ったように、公園を指定して、そのところとその施設の、ここでいう飲食店、売店だけじゃなくて、公園全体の計画の中で、その遊歩道とか周りの環境も整備しますよというところをつくって、それで公募で、要はプレゼンをしてもらうというふうな形ですので、掛川市がもうそのところをしっかりと計画をつくってするというような形が今までとは違います。しっかりと法律で定まってきました。

●伊村義孝副市長

具体的な場所が、候補地がある、そういう場所がありそうか。それを言ってくれ。それが ができたときにあるか、その部分。面積が広くなきゃできないもんね。

●岩清水武重維持管理課長

すみません、今の現状だと、ちょっと見当たらないのが現状でございます。

●小林隆都市建設部長

これは画期的で、課長が言ったように、公園を管理していくのに市もお金もない、行政もお金もない、だから民間に要は投資をしてもらって、利便性の向上を図って、公園を使っている人たちがたく

さん来てもらうためのものをつくって、あわせて、そこで収益の出たものを市が一部もらって、周辺の整備を一緒にするということですので、役所もお金も楽になりますよ、やる人もそこで事業展開できますよ、市民もそういうところへ行っていいい施設なり公園に要は享受できるよという、3者がまことによろしいというような考え方で法律ができました。

ただ、今言ったように、じゃ、どこの公園でこういうものがあるかというのは、今のところ持っていませんけれども、いろんなまた皆さん御提案があればいただきたいと思うんですけれども。

●伊村義孝副市長

鷺山議員の一般質問にもあったわけですがけれども、この間、浜松へ行きましたら、浜松城の天守閣の下にスターバックスがオープンしてましたし、藤枝では蓮華寺池公園のところのスターバックスが物すごくはやっているという、そういうような場所だと思うんです。なかなか掛川の場合はそれに類したような場所がなくて、すぐとはならないんじゃないかなと思います。あえて言えば、22世紀の丘公園のところのできるかなというくらいですかね。やっぱり公園というのは、市街地の結構中央部分にいいものがあるって、そこを使ってもっと管理していくというイメージですから、掛川市のように外れのほうにある公園のところこういう便益施設ができて、それは事業者が費用対効果でそこまで投資が回収できるかということになると、なかなかやっぱり躊躇することのほうが多いんじゃないかなと思います。

ですから、こういう制度というのは全国でほんとできてくるものですから、掛川市に当てはめたらということになると、なかなかもう、今2カ所ありますけれども、もう一カ所というと、勝手に思っているのは22世紀の丘公園で、やるとしたらあそこかなと思いつながら、平日を見ればなかなか商売としてはきついかないかなと思います。

○鷺山喜久委員

これは予算の審議の委員会ですから、私のこの意見は余りいい意見じゃないですが、あえて言わせていただきますと、スターバックスもお話に出ましたけれども、三の丸広場は、今、公園が張っている掛川市が買ったと。皆さんはあそこを通っていると思いますが、買ったところの東側に、なんともシートをかぶせたような古い家がありますね。あれは個人のお宅だと思いますが、いつまでもああいふ状態で置いておくというのは、世間の人 came とき、何だこれはになっちゃうもので、早く何とかしたほうがいいんじゃないかなということと、もう一つは、あそこへスターバックスをつくらうだという、もう皆さん知っていると思いますけれども、その可能性というのはないですか。

●伊村義孝副市長

実はスターバックスに見てもらったんですけれども、やっぱり公園を張っているところはだめでしたね、やっぱりあそこじゃだめだと。その一つは、場所もあるかもしれませんが、駐車場の問題がありましてなかなか難しかったですね。掛川市内は2カ所見ていただきましたけれども、2カ所ともバツでした。ですから、やっぱりリサーチがしっかりしてまして、今の三の丸広場を通常のとときに駐車場に使う、イベントのときはだめですよということぐらいの話もしたようなんですけれども、やっぱりそれでも出るとはならなかったですね。

○鷺山喜久委員

アトリエさんがオープンしましたね。オープンして、今、営業3年目ですか、4年目ですか、入るわけですが、当時は民活利用みたいのを公募して、アトリエさんしかなかったと。そういうことで今営業しているわけですが、今度新設された認定公募と、今のアトリエさんが、この新しい法律ができたことによって、この認定公募の適用を受けるのか受けないのか。受ければいろんなこともプラスしていくわけですが、受けることができないということになれば、法律的に現状維持ということになると思うんです。その点だけ、大きくこの法律が変わったことによって、できることになったことによって、どういうように具体的にアトリエさんは営業ができるか、その点だけ伺います。

●岩清水武重維持管理課長

今言われた件ですがけれども、これは法の前の段階でやっていますので、適用できません。

●小林隆都市建設部長

今言ったように、法律的には該当しませんけれども、先ほど言ったように、今回のものは、しっかりした計画をつくって、周辺の整備も含めて市の位置づけをしっかりとするというのが大前提ですので、そういうことになります。

アトリエの現状ですけれども、皆さんはお使いもしてもらっていると思うんですけれども、障がい者の雇用も事業者登録をして、現地でも雇用をしています。6名ほど使っています。AとBということで、Aのほうはしっかりした正規の職員として、社員として雇用しているというようなことです。しっかりした会社経営、社会貢献も含め、いろんな展開をしているということで、ちょっと御披露させていただきます。

○大石勇委員

何か今せつかくこの22世紀の話が出ましたけれども、ほかに何かそういったところはないんですか。この公園というのは今からだんだんなくなっていく傾向であるのではないかと自分は思っているんですけれども、今あるかなり広いようなところを利用して、家族連れで来るとか、子供さんが集まってくるとかというのものもあるものですから、そういったところもぜひ、認定になるかどうかわかりませんが、もうちょっと広く見てもらえればなという、そんな気もしますけれども、この認定されるかどうかというのはちょっと難しいところで、市のほうで何か、認定するにはこういうことだよということがあれば、今のところあれば聞きたいです。どうですか。

●小林隆都市建設部長

認定されるかするとかではなくて、うちがこういうものを公園として定めますよということですので、何か申請を出してきて認定するとかではないんです。うちが位置づけをします。具体的に言うと、イメージ的には、22世紀もそうだけれども、いこいの広場が、球場があって、いろいろお客さんもあつたりするのは季節とか時期によって限定されちゃいますけれども、ああいうところでレストランをやるとか、ある意味、売店もしっかりしたものをつくるとかというのものもあるのかな。だから掛川市がそういうものを経営プランをつくって、こういう認定を公園としました。だからこれについてプランを提案する方がありますかというふうなことを今後やっていける制度ができたということです。

○小沼秀朗委員長

以上で質疑を終了する。

〔討 論〕 なし 10:45

〔採 決〕 10:46

⑩議案第28号 掛川市都市公園条例の一部改正については

全会一致にて原案とおり可決

3) 協議事項 [10:46~10:47]
閉会中継続調査申し出事項について

別紙のとおり、12項目で了承

4) その他 なし

5) 藤原正光副委員長あいさつ [10:47~10:48]

6) 閉 会 [10:48]